

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正  
 (企画調整課) 9
- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
 (人事課) 10
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正  
 (教育総務課) 10
- 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
 (社会教育課) 11
- 亀岡市教育集会所条例の一部改正  
 (社会教育課) 11
- 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正  
 (地域福祉課) 12
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正  
 (保険医療課) 13
- 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正  
 (高齢福祉課) 14
- 亀岡市循環型社会推進条例の一部改正  
 (環境クリーン推進課) 16
- 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部改正  
 (環境政策課) 16
- 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例  
 (環境政策課) 16
- 亀岡市交流会館条例の一部改正  
 (市民力推進課) 22

- 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正  
 (都市計画課) 23
- 亀岡市都市公園条例の一部改正  
 (都市整備課) 25
- 亀岡市水道事業給水条例等の一部改正  
 (総務・経営課) 25
- 亀岡市議会委員会条例の一部改正  
 (議会事務局) 27
- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 27

### —— 規 則 ——

- 亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部改正  
 (こども未来課) 37
- 亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
 (建築住宅課) 38
- 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例の一部の施行期日を定める規則  
 (健康増進課) 38
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正  
 (企画調整課) 39
- 亀岡市副市長事務担任規則等の一部改正  
 (企画調整課) 41
- 亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正  
 (人事課) 43
- 亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正  
 (人事課) 44
- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 47

○管理職手当支給規則の一部改正 (人事課) 48	○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 71	
○亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正 (企画調整課) 48	○亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱の一部改正 (企画調整課) 72	
○亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正 (地域福祉課) 49	○都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 72	
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正 (都市計画課) 51	○南丹都市計画生産緑地地区の変更 (都市計画課) 72	
<b>—— 告 示 ——</b>		
○亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 57	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 73	
○亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 (障害福祉課) 58	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 73	
○亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部改正 (こども未来課) 59	○亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課) 74	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 60	○亀岡市立地適正化計画の策定 (都市計画課) 74	
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 60	<b>—— 訓 令 ——</b>	
○亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱の廃止 (障害福祉課) 61	○亀岡市公用車使用規程の一部改正 (財産管理課) 75	
○亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱 (障害福祉課) 61	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課) 75	
○亀岡市空家等対策の推進に関する条例による緊急安全措置の実施 (建築住宅課) 64	○亀岡市福祉事務所専決規程 (企画調整課) 76	
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 65	<b>—— 公 告 ——</b>	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 67	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 77	
○平成31年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) 69	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 77	
○亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 69	○大井町南部土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) 78	
	○施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 79	
	○南丹都市計画公園事業の事業計画変更認可についての縦覧 (都市計画課) 80	
	<b>—— 任免及び辞令 ——</b>	

<b>監査委員欄</b>			
—— 公 表 ——			
○平成30年度定期監査	81	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	98
○平成29年度財政援助団体等監査	85	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	98
<b>教育委員会欄</b>			
—— 規 則 ——			
○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正	92	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	99
○亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正	94	○京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	100
○亀岡市教育集会所条例施行規則	94	○京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所	101
○亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部改正	95	○京都府議会議員一般選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	102
—— 告 示 ——			
○指定文化財の指定	96	○京都府議会議員一般選挙における期日前投票所	102
—— 教育長訓令 ——			
○亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正	97	○京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	103
<b>選挙管理委員会欄</b>			
—— 告 示 ——			
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	97	○京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時	104
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	97	○京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	104
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	98	<b>公平委員会欄</b>	
○京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	98	—— 規 則 ——	
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	
		105	

**上下水道部欄****—— 規 程 ——**

- 亀岡市特定環境保全公共下水道事業、  
農業集落排水事業及び小規模集合排水  
処理事業に地方公営企業法の規定の全  
部を適用すること等に伴う関係条例の  
整備に関する条例の施行等に伴う関係  
上下水道事業管理規程の整備に関する  
規程 105
- 亀岡市上下水道部職員就業規程の一部  
改正 124

**—— 告 示 ——**

- 亀岡市指定給水装置工事事業者におけ  
る事業廃止の告示 125
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の  
告示 126
- 公共下水道の供用及び汚水の処理の開  
始 127
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃  
止の告示 128
- 亀岡市公共下水道事業における公共汚  
水ます等の設置基準要綱の一部改正 128

**市立病院欄****—— 規 程 ——**

- 亀岡市立病院処務規程及び亀岡市立病  
院職員の給与に関する規程の一部改正 130
- 亀岡市立病院職員就業規程の一部改正 139

**—— 公 告 ——**

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 140
- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 140
- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 140

## 公布された条例のあらまし

### 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子どもの権利条例をはじめとするこどもの未来に向けた各施策を一層推進するため、「こども未来部」を新たに設置し、部及び分掌事務の一部について再編整備を行うこととした。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

### 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、官民均衡を図るため、必要な規定を定めることとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

### 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 生活保護法による被保護世帯に準じる程度に困窮していると市長が認める世帯を保育料

の減額対象とすることとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 放課後児童支援員の基礎資格のうち、学校教育法に規定する大学で社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者として、当該学科等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えることとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

亀岡市教育集会所条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市松熊教育集会所について、市民が広く使用できるよう貸館機能を追加することに伴い、使用料を定めるとともに、管理運営に必要な規定整備を図ることとした。

種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階和室	150円	150円	150円
2階和室	250円	250円	250円

- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 災害援護資金の貸付けに伴う利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年3パーセント以内で市長が別に定める率とすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
- (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を610,000円（現行580,000円）に改めることとした。
  - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を280,000円（現行275,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を510,000円（現行500,000円）に改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 介護保険法の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準を定めることとした。

2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、平成31年3月31日から施行することとした。

---

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例要綱

1 廃棄物処理施設技術管理者の資格のうち、学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学等に関する科目を修めて卒業した者として、当該科目等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えることとした。

2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部を改正する条例要綱

1 公の施設でのヘイトスピーチを防止するため、使用制限に関し必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例要綱

1 太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び廃止並びに廃止後の有効な跡地利用を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与するため、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることとした。

(1) 太陽光発電事業の禁止区域を定めることとした。

(2) 特定事業（事業区域の面積が500平方メートル以上のもの等）に係り許可制を設けることとした。

(3) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。

亀岡市交流会館条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 宿泊施設「キャンプサイト」の使用時間及び使用料の規定を設けることとした。
- 2 この条例は、平成31年5月1日から施行することとした。

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を  
改正する条例要綱

- 1 都市計画法第34条第12号により条例で定める既存集落まちづくり区域指定制度において、指定区域ごとに許容する開発行為等を定めるため規定整備を図ることとした。
- 2 都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、都市計画法第34条第11号により条例で定める指定区域において、許容する予定建築物等の用途として選択できる用途を追加することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 公の施設でのヘイトスピーチを防止するため、使用制限に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市水道事業給水条例等の一部  
を改正する条例要綱

- 1 水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格のうち、布設工事監督者にあつては学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の土木科を修めて卒業した者、水道技術管理者にあつては同法に基づく学校の工学等に関する学科目を修めて卒業した者として、当該科目等に係る専門職大学の前期課程を修了した者を加えることとした。
- 2 水道料金、加入金、飲料水供給施設料金及び下水道使用料について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正については、平成31年10月1日から施行することとした。



亀岡市税条例等の一部を改正する  
条例要綱

- 1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正した。
  - (1) 住宅ローン控除の控除期間を3年間（現行：10年間）延長することとした。
  - (2) ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、個人住民税においてふるさと納税（特例控除）の対象となる地方公共団体を指定することとした。
  - (3) 子どもの貧困に対応するため、個人住民税において非課税措置の対象を拡大することとした。
  - (4) 環境への賦課を減らすため環境性能に優れた自動車について、グリーン化特例（軽課）を2年間継続し、その後は、軽減率等を見直した上で適用することとした。
  - (5) 自動車取得税のエコカー減税について、軽減割合等を見直すこととした。
  - (6) 臨時的軽減として、自家用乗用車について、一定期間環境性能割の税率を1%軽減することとした。
  - (7) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行した。ただし、1の(2)の改正は平成31年6月1日から、1の(4)の改正のうちグリーン化特例を2年間継続する改正及び1の(6)の改正は平成31年10月1日から、1の(3)の改正は平成33年1月1日から、1の(4)の改正のうち軽減率等を見直した上でグリーン化特例を適用する改正は平成33年4月1日からそれぞれ施行することとした。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部」を「健康福祉部、子ども未来部」に改める。

第2条中

「健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 高齢者対策及び介護保険に関すること。
- (3) 保険衛生及び医療に関すること。
- (4) 少子化対策及び子育て支援に関すること。

を

「健康福祉部

- (1) 社会福祉（児童福祉を除く。）に関する  
こと。
- (2) 高齢者対策及び介護保険に関する  
こと。
- (3) 保健衛生及び医療に関する  
こと。

こども未来部

- (1) 児童福祉に関する  
こと。
- (2) 少子化対策及び子育て支援に関する  
こと。

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行  
する。

（亀岡市子ども・子育て会議条例の一部改正）

- 2 亀岡市子ども・子育て会議条例（平成25  
年亀岡市条例第29号）の一部を次のように  
改正する。

第7条中「健康福祉部」を「こども未来  
部」に改める。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に  
関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
（平成6年亀岡市条例第27号）の一部を次の  
ように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定す  
る正規の勤務時間以外の時間における勤務に  
関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行す  
る。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例を  
ここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正  
する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例  
第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1階層の項中「世帯」の次に  
「及び生活に困窮する外国人に対する生活保護

の措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いがされている世帯」を加え、同表の備考第6項に次の1号を加える。

- (3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市教育集会所条例の一部を改正する条例

亀岡市教育集会所条例（昭和53年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用の許可）

第4条 教育集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。  
第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

（使用の不許可）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会が定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設及び附属する設備を損失し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階和室	150円	150円	150円
2階和室	250円	250円	250円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を、「3パーセント」の次に「以内で市長が別に定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の6中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第20条第1項中「580,000円」を「610,000円」に改め、同項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第25条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第59条の規定により療養の給付等が行われなかった者が、療養の給付等が行われなかった期間に係る保険料の減免を受けようとする場合は、本文の規定にかかわらず納期限後においても保険料の減免を申請することができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の6及び第20条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第62条の20の2・第62条の20の3）」

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第62条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下こ

の条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生

活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(準用)

第62条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第56条及び第62条の2、第62条の4、第62条の5第4項並びに前節(第62条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第62条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所

介護以外のサービスを提供する場合」と、第62条の9第4号、第62条の10第5項及び第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第62条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成31年3月31日から施行する。

「揭示済」

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第6号中「短期大学」の

次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同項第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部を改正する条例

亀岡市下矢田みどりの郷広場条例（平成15年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害す



ること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置が災害の防止をはじめ自然環境・景観及び生活環境等(以下「自然環境等」という。)に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び廃止並びに廃止後の有効な跡地利用を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、

道路標識等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するもの及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋上等に設置するものを除く。

(2) 事業 太陽光発電設備を設置(太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。以下同じ。)して発電を行う事業をいう。

(3) 事業者 事業を実施する者(契約により事業の実施を請け負う者を含む。)をいう。

(4) 特定事業 事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業の用に供する土地の区域(以下「事業区域」という。)の面積が500平方メートル以上のもの(500平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して500平方メートル以上となるものを含む。)

イ 事業区域内における高低差が1.3メートル以上のもの

ウ 事業区域内の傾斜度が25度以上のもの

(事業者の責務)

第3条 事業者は、事業の実施に当たり、事業区域の周辺区域の住民の理解を得るとともに、事業区域の災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業の実施に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者及び管理者は、

災害の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれがある事業を行う事業者に対して、土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(事業禁止区域)

第5条 何人も、次の各号に掲げる区域（以下「事業禁止区域」という。）において、事業を実施してはならない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園及び同条第4号に規定する都道府県立自然公園の区域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する公園及び緑地として都市計画に定めた区域のうち未供用区域の地域（国又は地方公共団体等が所有する区域を除く。）
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域及び同法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 亀岡市景観計画に定める湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
- (7) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- (8) 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の

基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第6条、第8条第1項第3号及び第5号の規定により市長が指定する区域（特定事業の許可）

第6条 事業禁止区域外において、特定事業を実施しようとする者は、あらかじめ特定事業に係る規則で定める事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可の申請は、第7条第1項による市長との協議を終えた日から1年を経過した日までに行われなければならないものとし、1年を経過した日以後になされた申請は、第7条第1項による協議が行われていないものとする。

(事前協議)

第7条 前条第1項の規定による許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議は、申請予定者が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第1項の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請をする前に行わなければならない。

(周辺住民等への事前周知)

第8条 申請予定者は、規則で定めるところにより特定事業の事業区域の周辺住民等（以下「周辺住民等」という。）に対し説明会を開催し、事業計画を周知しなければならない。

- 2 周辺住民等は、申請予定者から前項の説明会の開催の申出があったときは、誠意をもって対応することとする。
- 3 申請予定者は、周辺住民等から事業計画に係る意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、その者と誠意をもって協議

しなければならない。

- 4 申請予定者は、前項の協議について、規則で定めるところによりその結果を市長に報告しなければならない。

(地元団体等からの意見聴取)

第9条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等で構成される地元団体等と事業計画について協議し、意見を聴取しなければならない。

- 2 地元団体等は、申請予定者から前項の協議の申出があったときは、誠意をもって対応することとする。

- 3 申請予定者は、第1項の協議についてその結果を市長に報告しなければならない。

(許可の基準等)

第10条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 事業者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 特定事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員である者

ウ 特定事業の実施に関し違法又は不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- (2) 事業計画が、規則で定める基準に適合するものであること。

- 2 市長は、第6条第1項の許可に、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第11条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「特定事業者」という。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あ

らかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第7条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。ただし、第7条、第8条及び第9条の規定は、事業計画の変更が災害の防止又は自然環境等の保全に及ぼす影響を勘案し、市長が必要と認める場合に準用する。

(工事着手の届出)

第12条 特定事業者は、太陽光発電設備の設置工事(事業区域を工区に分けたときは、工区に係る設置工事。第13条において同じ。)に着手するときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第13条 特定事業者は、前条に規定する設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を特定事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第14条 特定事業者の相続人その他の特定事業を承継する者は、被承継人が有していた特定事業に基づく地位を承継する。

- 2 特定事業者から事業区域内の太陽光発電設備の所有権その他の特定事業を実施する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、特定事業者が有していた特定事業の許可に基づく地位を承継することができる。

(保全義務)

第15条 特定事業者は、災害の防止又は自然環境等の保全における支障が生じないように、特定事業により設置された太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持しなければならない。

(命令)

第16条 市長は、第5条に違反して事業を実施した事業者及び第6条第1項若しくは第11条第1項の規定による許可を受けずに特定事業を実施した、又は許可に付した条件若しくは第15条の規定に違反した事業者に対して、事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができる。

(許可の取消し)

第17条 市長は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項及び第11条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第6条第1項又は第11条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第6条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 第6条第1項又は第11条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに事業に着手しなかったとき。
- (4) 太陽光発電設備の設置工事に着手した後に、1年以上引き続き工事を施工していないとき。
- (5) 第10条第1項第1号に適合しないと認められるに至ったとき。
- (6) 第11条第1項の規定による許可を受けずに事業計画を変更し、事業を実施したとき。
- (7) 第16条の規定による命令に違反したとき。

(意見聴取)

第18条 市長は、次の各号に定める命令又は処分をしようとするときは、当該処分に係る事業者に対し、あらかじめ期日、場所及び内容について通知した上、意見聴取を行わなければならない。ただし、事業者が意見聴取に

応じないときは、意見聴取を行わないで処分をし、又は当該措置をとることができる。

(1) 第16条に規定する停止命令及び措置命令

(2) 前条に規定する許可の取消し

2 意見聴取の手続に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(特定事業の廃止等)

第19条 特定事業者は、特定事業を廃止しようとするときは、法第11条の規定による廃止の届出の前に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、特定事業を廃止する特定事業者に対し、事業計画に基づく適正な措置を実施するよう求めるものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第5条に違反して事業を実施したと認められる事業者及び第6条第1項若しくは第11条第1項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第15条の規定に違反したと認められる事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第21条 市長は、第6条第1項若しくは第11条第1項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に

付した条件若しくは第15条の規定に違反したと認められる事業者に対して、相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第22条 市長は、第16条の規定による命令若しくは第17条の規定による許可の取消し又は第21条の規定による勧告（以下「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に事業に着手した者については、第6条第1項の規定は適用しない。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

種別	使用時間区分	午前	午後	全日	宿泊
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌日 の午前10時
ホール		1,330円	1,330円	2,460円	
教室		720円	720円	1,230円	
実習室		1,020円	1,020円	1,850円	
会議室		610円	610円	1,020円	
コテージ（4人用）				4,000円	8,000円
キャンプサイト				1,620円	3,240円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき  
は、使用料の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるもの  
とする。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第1号中「及び長屋住宅」を「又は長屋」に改め、同項第2号中「及び」を「又は」に改め、「又は集合住宅」を削る。

第3条を次のように改める。

（法第33条第3項に規定する条例で強化する技術的細目）

第3条 法第33条第3項に規定する条例で定める公園、緑地又は広場の技術的細目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の主として分譲住宅又は集合住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類の、公園とする。
- (2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上の主として分譲住宅又は集合住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき公園の数及び1箇所当たりの面積

の最低限度は、別表に定める。

第4条中「の制限について」を削り、「事業者は、分譲住宅又は集合住宅を目的とする開発行為を行う場合」を「主として分譲住宅又は集合住宅の建築の用に供する目的で行う開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為とし」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第6条第1項第1号中「自然」を「自然的」に、「日常生活」を「日常生活圏」に改め、同条第2項中「指定の案を策定」を「案を作成」に、「指定の案を当該公告」を「案を当該公告」に、「供さ」を「供し」に改め、同条第3項及び第5項中「指定の」を削り、同条第6項中「告示し」の次に「、指定区域の指定に係る図書を事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し」を加える。

第7条第1項に次の1号を加える。

(5) 建築基準法別表第2(ち)項に掲げる建築物の用途以外の用途

第7条第2項中「第7項」を「第6項」に改め、「用途の指定」の次に「又は変更」を加える。

第8条第1項中「掲げる土地の区域」の次に「として規則で定めるもの」を、「掲げる開発行為」の次に「（建築基準法第43条の規定に適合するものに限る。）」を加え、同項第1号中「分家住宅」を「以下「分家住宅」という。」に、「規則に」を「規則で」に改め、同項第2号中「において」を「又は第一種特定工作物（以下「土地収用移転対象建築物等」という。）について」に、「を建築する」を「の建築又は第一種特定工作物の建設を」に、「規則に」を「規則で」に改め、同項第3号中「規則に定める基準」を「規則で定める要件」に改め、「指定した区域」の次に「（以下「指定既存集落まちづくり区域」という。）」を加え、「開発行為」の次に「で規則で定めるもの」を加え、

同項第4号中「土地」の次に「(以下「線引き前宅地」という。)」を加え、「規則に定める基準のいずれにも該当するもので、宅地の安全を確保する上で必要と認められる範囲のもの」を「規則で定めるもの」に改め、同項第5号中「指定した区域」の次に「(以下「指定概成団地」という。)」を加え、「自己の」の次に「居住の」を加え、「建築することができる」の次に「自己の居住の用に供する」を加え、「範囲の」を削り、同条第2項中「区域指定」を「区域の指定、変更又は廃止」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「用途の変更」の次に「又は第一種特定工作物の建設(以下「建築行為等」という。)」を、「掲げる土地の区域」の次に「として規則で定めるもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築物の新築、改築又は用途の変更にあつては建築基準法第43条の規定に適合し、かつ、建築物の用途の変更にあつては用途を変更しようとする既存建築物が適法に建築され、許可申請時点で10年以上(使用者の死亡、破産等のやむを得ない事情がある場合を除く。)適正に使用されたものに限る。

第9条第1項第1号中「通常、の分化発展の過程で必要とする自己の居住の用に供する住宅(分家住宅)」を「行う分家住宅」に、「若しくは用途の変更を目的として行うものうち規則に」を「又は分家住宅への用途の変更で規則で」に改め、同項第2号中「土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に規定する事業の施行により移転又は除却する建築物において」を「土地収用移転対象建築物等について」に、「建築物の新築、改築若しくは用途の変更を目的として行うものうち規則に」を「建築行為等で規則で」に改め、同項第3号中「独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であつて当該都市計画区域における建築物の連たんの状況とは

ぼ同程度にある集落で、規則に定める基準のいずれにも該当するものうち市長が指定した区域」を「指定既存集落まちづくり区域」に、「若しくは」を「又は」に、「規則に」を「規則で」に改め、同項第4号中「建築物の使用」を「建築物又は第一種特定工作物の使用」に改め、「法第29条第1項」の次に「法第42条第1項ただし書」を加え、「建築された建築物又は」を「又は」に、「の規定により建築された建築物」を「に該当するため若しくは国、府又は市が行為者であるため許可を要しないものとして建築された建築物若しくは建設された第一種特定工作物で相当期間適正に利用されたもの」に、「規則に」を「規則で」に改め、同項第5号中「市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、既に宅地であつた土地」を「線引き前宅地」に、「自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅等を建築する目的で行う」を「おける」に、「若しくは」を「又は」に、「規則に」を「規則で」に改め、同項第6号中「市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際、すでに概成した住宅団地として市長が指定した区域」を「指定概成団地」に改め、「自己の」の次に「居住の」を加え、「専用住宅又は」を「専用住宅若しくは」に改め、「建築することができる」の次に「自己の居住の用に供する」を加え、「若しくは用途の変更」を「又は自己の居住の用に供する専用住宅若しくは第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅への用途の変更」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第3号に係る指定区域については前条第1項第3号に係る指定区域の規定を、前項第6号に係る指定区域については前条第1項



第5号に係る指定区域の規定をそれぞれ準用する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中第10号を第11号とし、第1号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した」に改める。

第31条、第32条第1項並びに第36条第1項及び第2項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

第49条第3号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第50条第2号中「卒業した」の次に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を、「第3号

に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附則第9項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第2条 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。第35条第1項において同じ。）を加算した」に改める。

第35条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

（亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正）

第3条 亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法

に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。次項において同じ。）を加算した」に改め、同条第2項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加算した」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成31年10月1日から施行する。
  - (1) 第1条中亀岡市水道事業給水条例第27条第1項、第31条、第32条第1項並びに第36条第1項及び第2項並びに附則第9項の改正規定
  - (2) 第2条中亀岡市下水道条例第32条第1項及び第35条第1項の改正規定
  - (3) 第3条中亀岡市飲料水供給施設給水条例第4条第1項及び第2項の改正規定  
（亀岡市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第49条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。
- 3 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第27条第1項、第31条及び附則第9項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例によ

る。

4 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第32条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に使用し、又は給水を行った料金から適用し、同日前に使用し、又は給水を行った料金については、なお従前の例による。

(亀岡市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第2条の規定による改正後の亀岡市下水道条例第32条第1項及び第35条第1項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

(亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第3条の規定による改正後の亀岡市飲料水供給施設給水条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成31年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条環境厚生常任委員会の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども未来部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年

度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条

第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書

に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第13条の2第3項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

第2条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第35条の3中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第35条の4の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第35条の4の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え

る。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第35条の4の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条の5第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 京都府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第76条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受け

たことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第75条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第76条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に

限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第78条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第82条及び第82条の2の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。



第3条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成29年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、亀岡市税条例附則第15条の2の次に4条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両

番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成30年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、亀岡市税条例第46条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申

告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段

の書類を提出したときは、この限りでない。  
附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第6条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第34条の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2、第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定  
平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定  
平成31年10月1日
- (3) 第2条中亀岡市税条例第35条の3中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第35条の4の2、第35条の4の3及び第35条の5第1項の改正規定並びに附則第3条の規定  
平成

32年1月1日

(4) 第3条中亀岡市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条 の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成31年亀岡市条例第 号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の亀岡市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第35条の3第6項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第35条の4の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき亀岡市税条例第35条の3第1項に規定する給与について提出する32年新条例第35条の4の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第35条の4の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第35条の4の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例（以下「31年10月新条例」とい

う。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

「揭示済」

## 規 則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市規則第5号

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則（平成29年亀岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表備考3第2号中「第6条第1項及び第2項」を「第6条第1項又は第2項」に改め、「配偶者のない者で」の次に「あって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき、」を加え、同表備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村

民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部  
を改正する条例の施行期日を定め  
る規則

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する  
条例（平成30年亀岡市条例第42号）の附則  
に規定する規則で定める日は、平成31年3月  
14日とする。

「揭示済」

---

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例の一部の  
施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市路上喫煙の規制に関する条  
例の一部の施行期日を定める規則

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例（平成  
30年亀岡市条例第34号）附則ただし書に規  
定する規定の施行期日は、平成31年7月1日  
とする。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長公室の部光秀大河推進課の項を削り、同表健康福祉部の部こども未来課の項及び保育課の項を削り、同部の次に次のように加える。

こども未来部	子育て支援課	こども政策係  こども支援係  こども給付係 母子健康係
	保育課	保育政策係  保育幼稚園係

別表第1 産業観光部の部商工観光課の項の次に次のように加える。

光秀大河推進課	
---------	--

別表第1 まちづくり推進部の部桂川・道路整備課の項中「整備係」を「整備係 用地係」に改め、同部土木管理課の項中「用地係」を削る。

別表第2 健康福祉部の項の次に次のように加える。

こども未来部	子育て支援課
--------	--------

別表第3 市長公室の部光秀大河推進課の項を削り、同表環境市民部の部環境政策課の項中「啓蒙及び」を削り、同表健康福祉部の部地域福祉課の項中「旧厚生会館に関すること。」を削り、同部こども未来課の項及び保育課の項を削り、同部の次に次のように加える。

こども未来部	子育て支援課	少子化対策の総合調整に関すること（他の部課等の所管に属するものを除く。）。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 児童福祉法（昭和22年法律第164号。別に定めるものを除く。）に関すること。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 助産施設の入所に関すること。 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。
--------	--------	--

	<p>家庭児童相談室に関すること。                  こども医療に関すること。                  ひとり親家庭医療に関すること。                  子ども・子育て支援事業計画に関すること。                  未熟児養育医療に関すること。                  妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。                  新生児及び未熟児の訪問指導に関すること。                  妊婦及び乳幼児の健康診査に関すること。                  妊産婦及び乳幼児の栄養摂取の援助に関すること。                  妊婦の届出に関すること。                  低体重児の届出に関すること。                  発達支援事業に関すること。                  母子保健事業に関すること。                  不妊・不育治療に関すること。                  保健センターの管理運営に関すること。                  亀岡市子どもの権利条例に基づく基本計画に関すること。                  部の総務担当課事務に関すること。</p>
保育課	<p>保育の方針及び計画に関すること。                  保育所施設の整備及び管理に関すること。                  保育所及び市立幼稚園の運営指導（他の部課等の所管に属するものを除く。）及び連絡調整に関すること。                  保育所及び市立幼稚園の入退所（園）に関すること。                  保育料の調定及び徴収に関すること。                  その他保育に関すること。                  その他市立幼稚園（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。</p>

別表第3 産業観光部の部商工観光課の項の次に次のように加える。

光秀大河推進課	「光秀公のまち」大河プロジェクトに関すること。
---------	-------------------------

別表第3 まちづくり推進部の部まちづくり交通課の項中「（仮称）」を削り、同部桂川・道路整備課の項中

「京都丹波基幹交通整備協議会に関すること。」を

「京都丹波基幹交通整備協議会に関すること。

道路及び河川に係る用地補償契約事務に関すること。

土地の収用及び使用に関すること。

地価の公示に関すること。

買収用地等の取得状況調査に関すること。

用地対策連絡協議会に関すること。 」に改め、



同部土木管理課の項中

- 「土地の収用及び使用に関すること。
- 地価の公示に関すること。
- 買収用地等の取得状況調査に関すること。
- 用地対策連絡協議会に関すること。」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市副市長事務担任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市副市長事務担任規則等の一部を改正する規則

(亀岡市副市長事務担任規則の一部改正)

第1条 亀岡市副市長事務担任規則(昭和38年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「健康福祉部」の次に「、こども未来部」を加える。

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1光秀大河推進課の項を削り、同表中

「

こども未来課	こ未
--------	----

を

「

こども未来部	
子育て支援課	子育

に、

「

商工観光課	商観
-------	----

を

商工観光課	商観	に、
光秀大河推進課	光	
」		
社会教育課	教社	を
」		
社会教育課	教社	に改める。
歴史文化財課	教歴	
」		

(亀岡市公印規則の一部改正)

第3条 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表11の項中	「	こども未来課長	を	子育て支援課長	に改め、
	」				」

同表13の項中

「	府民税、市税の更正(決定)通知書、過誤納金還付通知書及び過誤納金充当通知書	」を
「	府民税、市税の更正(決定)通知書、過誤納金還付通知書、過誤納金充当通知書、減免決定通知書及び口座振替領収済通知書	」に改める。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第4条 出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表8の項中「こども未来課長」を「子育て支援課長」に、「こども未来課担当職員」を「子育て支援課担当職員」に改め、同表中36の項を削り、37の項を36の項とし、38の項を削り、39の項を37の項とし、同項の次に次のように加える。

38 新修亀岡市史及び文化財等に関する冊子に係る費用の収納	歴史文化財課長	歴史文化財課担当職員 文化資料館長 文化資料館担当職員	
-------------------------------	---------	-----------------------------------	--

別表40の項中「社会教育課長」を「歴史文化財課長」に、  
「文化資料館長  
文化資料館担当職員」を  
「歴史文化財課担当職員  
文化資料館長  
文化資料館担当職員」に改め、同項を39の項とし、同表中41の項を40の項とし、42の項を41の項とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改める。

別表第1中

「

一般事務	151,156円
保育士、幼稚園教諭(1)	163,452円
保育士、幼稚園教諭(2)	167,798円
看護師	169,388円
保健師	196,948円

を

」

「

一般事務	152,746円
保育士、幼稚園教諭(1)	165,042円
保育士、幼稚園教諭(2)	169,388円
看護師、養護師、学芸員	170,978円
保健師、管理栄養士	198,432円

に、

」

「

一般事務	6,550円	4,950円	7,000円	900円
保育士	6,550円	5,000円	7,000円	910円

」を

「

一般事務	6,750円	5,150円	7,250円	930円
保育士、司書等	6,850円	5,200円	7,300円	940円

」に改める。

別表第4の備考に次のように加える。

- 3 この表において週所定勤務日数と年所定勤務日数に差異が生じる場合は、年所定勤務日数の欄を適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

「

定型的な嘱託業務を行う職	7,350円 (1,009円)	126,800円 (4,372円)
一般的な資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	7,800円 (1,072円)	134,800円 (4,645円)
特定の資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	8,350円 (1,151円)	144,700円 (4,988円)
専門の資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	8,950円 (1,230円)	154,700円 (5,332円)
特定の専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,550円 (1,315円)	165,300円 (5,697円)
高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	10,050円 (1,385円)	174,000円 (6,000円)
特に高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	12,700円 (1,748円)	219,800円 (7,576円)
長期の特別の職務経験を要する嘱託業務を行う職	9,900円 (1,363円)	171,400円 (5,908円)
主任に相当する嘱託業務を行う職	11,850円 (1,628円)	204,700円 (7,056円)
特定の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	12,450円 (1,716円)	215,700円 (7,435円)
専門の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	13,050円 (1,799円)	226,100円 (7,796円)
再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職	14,050円 (1,932円)	242,900円 (8,373円)
再任用職員4級に相当する嘱託業務を行う職	15,150円 (2,086円)	262,200円 (9,039円)

」を

定型的な嘱託業務を行う職	7,400円 (1,020円)	128,200円 (4,418円)
子育て支援員研修修了資格を要する嘱託業務を行う職	7,550円 (1,036円)	130,200円 (4,489円)
一般的な資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	7,850円 (1,083円)	136,100円 (4,691円)
特定の資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	8,450円 (1,162円)	146,000円 (5,034円)
専門の資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,000円 (1,241円)	156,000円 (5,378円)
特定の専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,650円 (1,325円)	166,500円 (5,740円)
高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	10,150円 (1,393円)	175,100円 (6,037円)
特に高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	12,750円 (1,752円)	220,200円 (7,591円)
長期の特別の職務経験を要する嘱託業務を行う職	10,000円 (1,373円)	172,500円 (5,948円)
主任に相当する嘱託業務を行う職	11,900円 (1,636円)	205,700円 (7,090円)
特定の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	12,500円 (1,722円)	216,500円 (7,463円)
専門の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	13,100円 (1,805円)	226,900円 (7,824円)
再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職	14,100円 (1,942円)	244,100円 (8,416円)
再任用職員4級に相当する嘱託業務を行う職	15,250円 (2,097円)	263,500円 (9,086円)

」に、

「」を「」に改める。

別表第3の備考に次のように加える。

- 3 この表において週所定勤務日数と年所定勤務日数に差異が生じる場合は、年所定勤務日数の欄を適用する。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員等（条例第2条第3項及び第4項に規定する職員をいう。以下同じ。）に勤務すること」を「再任用短時間勤務職員等に時間外勤務」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次のア及びイに定める時間

(ア) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次のア及びイに定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害等への対処その他の重要な業務であって特に緊急に

処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則(昭和34年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1中「、文化資料館長」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則



亀岡市福祉事務所設置条例施行規則（平成13年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、高齢福祉課、こども未来課」を「及び高齢福祉課並びにこども未来部子育て支援課」に改める。

第3条第1項中「所長」の次に「及び副所長」を加え、同条第3項中「、高齢福祉課、こども未来課」を「及び高齢福祉課並びにこども未来部子育て支援課」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 副所長は、こども未来部長をもって充てる。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年亀岡市規則第11号）の一部

を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「保証人」を「保証人を立てる場合は、保証人」に改める。

第9条中「保証人の連署した」を削り、「以下「借用書」という。）」の次に「（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）」を加え、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「一部の償還」の次に「免除」を加え、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（利率）

第11条 保証人を立てない場合における資金の貸付利率は、措置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

別記第2号様式中

「  

1 年 賦	2 半年賦
-------	-------

  
」

を

「  

1 年 賦	2 半年賦	3 月 賦
-------	-------	-------

  
」

に改める。

別記第3号様式中「償還方法 年賦・半年賦 利子 年3パーセント」を「償還方法 年賦・半年賦・月賦 利子」に、

「(4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通」を

「(4) あなたの印鑑証明書

(5) 保証人の印鑑証明書（保証人を立てる場合のみ）」に改める。

別記第5号様式中「年3%」を削る。

別記第6号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

別記第7号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、

「  

1 年賦	2 半年賦
------	-------

  
」を

「  

1 年賦	2 半年賦	3 月賦
------	-------	------

  
」に改める。

別記第8号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

別記第9号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

別記第10号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「猶予」を「免除」に改める。

別記第11号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

別記第12号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

別記第13号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、

「  

年賦・半年賦
--------

  
」を  

年賦・半年賦・月賦
-----------

  
」に改める。

別記第14号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「年利10.75%」を「年5%」に改める。

別記第15号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「10.75%」を「5%」に改める。

別記第16号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しと

して「（指定区域の要件）」を付し、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項第2号の規則で定める道路の幅員は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定区域内の道路の幅員は、6メートル以上とする。
- (2) 指定区域内の道路が接続する指定区域外の道路の幅員は、6.5メートル以上とする。

第3条を次のように改める。

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。
- (2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。

第4条第1項中「第8条」の次に「第1項」を、「第9条」の次に「第1項」を加え、同項第2号中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同項第15号中「農地用」を「農用地」に改める。

第5条の見出し中「指定の」を削り、同条第1項及び第3項中「及び第7条第2項並びに」を「、第7条第2項及び」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第8条第2項において準用する場合において、第1項第3号に掲げる事項は、「予定建築物等の用途」と読み替えるものとする。

第6条第1項中「及び第7条第2項並びに」を「、第7条第2項及び」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第8条第2項において準用する場合において、第1項第3号に掲げる事項は、「予定建築物等の用途」と読み替えるものとする。

第7条の見出し中「建築行為」を「建築行為等」に改める。

第7条の表を次のように改める。

区分 (条例第8条第1項)	条件又は基準
第1号	次の全てに該当するもの (1) 予定建築物は、既存集落又はその周辺の区域内にあり、かつ、適正な規模であるもの (2) 住宅を建築する理由が、世帯分離等正当なものであり、新規に建築することがやむを得ないと認められるもの (3) 対象世帯は、原則として市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された土地にあってはその区域が拡張される前から引き続いて当該市街化調整区域内に居住しており、当基準を用いる申請者の範囲は、対象世帯において民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の範囲に該当する者であって、当該世帯に現に同居している又は以前に同居していた者（その配偶者又は婚姻予定者を含む。）であるもの
第2号	次のいずれかに該当するもの (1) 市街化調整区域内に存する建築物又は第一種特定工作物が収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合であって、これに代わるべきものとして、従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は第一種特定工作物を従前とほぼ同一規模の敷地に建築又は建設する目的として行うもの (2) 市街化区域に存する建築物又は第一種特定工作物が収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合であって、次の全てに該当するもの ア 従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は第一種特定工作物を従前とほぼ同一の規模の敷地に建築又は建設する目的として行うもの イ 市街化調整区域に関する都市計画が決定された際、既に所有していた土地又は市長がやむを得ないと認めた土地において行うもの
第3号	次のいずれかに該当するもの (1) 保津地区又は馬路地区において、次のアからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの ア 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）

- イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- ウ エに掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- エ 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (ア) 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- (イ) (ア)の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- (ウ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（(ア)の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- オ 診療所
- カ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- キ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (2) 河原林町河原尻地区において、次のアからウまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- ア 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）
- イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）
- ウ (1)ウ、エ、カ及びキに掲げるもの
- (3) 河原林町勝林島地区において、次のアからウまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- ア 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- ウ (1)ウからキまでに掲げるもの

<p>第4号</p>	<p>次の全てに該当するもの</p> <p>(1) 土地登記事項証明書、固定資産評価証明書、建物登記事項証明書等から、当該土地が、市街化調整区域に関する都市計画が決定され又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際に宅地であったことが明らかであり、現在に至るまで宅地として継続していると認められる土地において行うもの</p> <p>(2) 排水施設及び給水施設が整備されている又は整備されることが確実であり、市のまちづくり上支障のない土地において行うもの</p> <p>(3) 現在居住している住宅が過密、狭小、被災、立退き又は借家の事情がある場合、婚姻、定年、退職、卒業又はU・I・Jターンの事情がある場合等、社会通念上の事情により新規に建築すること又は用途を変更することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(4) 自己の居住の用に供する専用住宅若しくは第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅の建築を目的として行うもので、宅地の安全を確保する上で必要と認められるもの</p>
------------	---

第8条中「用途の変更」の次に「又は第一種特定工作物の新設」を加える。

第8条の表を次のように改める。

<p>区分 (条例第9条第1項)</p>	<p>条件又は基準</p>
<p>第1号</p>	<p>次の全てに該当するもの</p> <p>(1) 予定建築物は、既存集落又はその周辺の区域内にあり、かつ、適正な規模であるもの</p> <p>(2) 住宅を建築する理由が、世帯分離等正当なものであり、新規に建築することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(3) 対象世帯は、原則として市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された土地にあってはその区域が拡張される前から引き続いて当該市街化調整区域内に居住しており、当基準を用いる申請者の範囲は、対象世帯において民法第725条に定める親族の範囲に該当する者であって、当該世帯に現に同居している又は以前に同居していた者（その配偶者又は婚姻予定者を含む。）であるもの</p>
<p>第2号</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 市街化調整区域内に存する建築物又は第一種特定工作物が収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合であって、これに代わるべきものとして、従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は第一種特定工作物であって、従前とほぼ同一規模の敷地において行うもの</p> <p>(2) 市街化区域に存する建築物又は第一種特定工作物が収用対象事業の施行により移転又は除却しなければならない場合であって、次の全てに該当するもの</p> <p>ア 従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は第一種特定工作物であって、従前とほぼ同一の規模の敷地において行うもの</p> <p>イ 市街化調整区域に関する都市計画が決定された際、既に所有していた土地又は市長がやむを得ないと認めた土地において行うもの</p>

## 第3号

次のいずれかに該当するもの

- (1) 保津地区又は馬路地区における次のアからコまでに掲げるもの
- ア 自己の居住の用に供する専用住宅（第7条の表第3号(1)ア又はイのうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- イ アに掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- ウ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（第7条の表第3号（1）ア又はイのうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- エ ウに掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- オ カに掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- カ 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (ア) 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- (イ) (ア)の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- (ウ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（(ア)の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- キ 診療所
- ク 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては、150平方メートル）以内のもの
- ケ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては、150平方メートル）以内のもの
- コ 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）
- (2) 河原林町河原尻地区における次のアからウまでに掲げるもの
- ア 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）

	<p>イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が200平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ウ (1)オ、カ及びクからコまでに掲げるもの</p> <p>(3) 河原林町勝林島地区における次のアからウまでに掲げるもの</p> <p>ア 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>ウ (1)オからコまでに掲げるもの</p>
第4号	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建築物又は第一種特定工作物（以下「建築物等」という。）の使用の主体に係る適格性に従い適正に利用された期間が10年以上であって、当該適格性を解除するものとして行うもの。ただし、使用者の死亡による相続、債務の弁済、転職等による住所の移転（一時的な転居を除く。）若しくは事業の廃止（統廃合、事業譲渡等を含む。）に伴うものである場合（建築物の用途の変更を伴わないものに限る。）は、適正に利用された期間が10年未満であっても相当期間適正に利用されたものとみなす。</p> <p>(2) 建築物等の使用の用途に係る適格性に従い適正に利用された期間が10年以上であって、当該適格性を解除するものとして行うもの。ただし、使用者の事業の廃止、変更等に伴うものである場合（変更後の用途が従前の用途と著しく異なるものに限る。）は、適正に利用された期間が10年に満たない場合であっても相当期間適正に利用されたものとみなす。</p>
第5号	<p>次の全てに該当するもの</p> <p>(1) 土地登記事項証明書、固定資産評価証明書、建物登記事項証明書等から、当該土地が市街化調整区域に関する都市計画が決定され又は当該都市計画が変更されてその区域が拡張された際に宅地であったことが明らかであり、現在に至るまで宅地として継続していると認められる土地において行うもの</p> <p>(2) 排水施設及び給水施設が整備されている又は整備されることが確実であり、市のまちづくり上支障のない土地において行うもの</p> <p>(3) 現在居住している住宅が過密、狭小、被災、立退き又は借家の事情がある場合、婚姻、定年、退職、卒業又はU・I・Jターンの事情がある場合等、社会通念上の事情により新規に建築すること又は用途を変更することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(4) 自己の居住の用に供する専用住宅若しくは第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅であるもの</p>

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」



## 告示

亀岡市告示第16号

亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「経営する保育所」の次に「又は認定こども園」を加え、「民間保育所」を「民間保育所等」に改める。

第3条中「民間保育所」を「民間保育所等」に、「当該保育所」を「当該保育所等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第17号

亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第160号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中	500,000円 (工事を伴うもの)	を	200,000円 (工事を伴うもの)	に、
	500,000円		200,000円	
	500,000円		200,000円	

38,950円	を	23,000円	に、
---------	---	---------	----

視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	を
視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	

視覚障害2級以上	に、
視覚障害2級以上	

録音再生機 89,800円	を	録音再生機 85,000円	に改める。
再生専用機 36,750円		再生専用機 48,000円	
115,000円		99,800円	

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

「揭示済」

---

 亀岡市告示第18号

亀岡市未熟児養育医療給付要綱（平成25年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

別表備考第1項第2号エ(イ)中「第41条第24項」を「第41条第25項」に改め、同エ(ウ)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び附則第82条第1項」を加える。

別表備考第2項に次のように加える。

(6) B階層に属する世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

(7) 次のアからウまでのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の

利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1(2)ウにおける所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあっては26万円を、イに該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、1(2)エにおける所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあっては27万円を、イに該当する場合にあっては、35万円を控除するものとする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（イに掲げる者を除く。）

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

ウ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

なお、上記のアからウまでのいずれかに該当する者のうち、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けようとするものは、その旨を記

載した申請書を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成31年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 宮本 和行

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成31年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成31年3月13日（水）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市重度障害児（者）在宅生活支援事業費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第64号）は、廃止する。

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第22号

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内に住所を有する医療的ケア児者、重症心身障害児者その他障害の程度

がこれらの者と同程度以上と認められる障害児又は障害者が安定した日常生活を営むための福祉サービスの利用の促進、その家族等の負担の軽減等を図るために、医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業を実施する事業者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 医療的ケア児者 人工呼吸器を装着している障害児又は障害者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児又は障害者をいう。
- (4) 重症心身障害児者 重度の知的障害又は重度の肢体不自由が重複している障害者並びに児童福祉法第7条第2項に規定する重傷心身障害児をいう。
- (5) 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業 指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第

29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)において法第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)を行うものに限る。)が行う次に掲げる事業をいう。

ア 次に掲げる者に対して短期入所を行う場合に、当該者の介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために必要な措置を講じる事業(以下「医療型短期入所受入体制強化事業」という。)

(ア) 医療的ケア児者

(イ) 重症心身障害児者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者のほか、障害の程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障害児又は障害者

(補助金の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象事業の基準額(以下「補助基準額」という。)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額に別に市長が認める日数を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、次に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(却下)し、別記第2号

様式により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第6条 規則第8条に規定する申請書は、別記第3号様式によるものとし、当該変更に係る必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、次に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 所要額調書

(3) 収支決算(見込)書

(4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業		補助基準額	補助対象経費
1 医療的ケア 児者・重症心 身障害児者短 期入所受入体 制拡充事業	(1) 医療型短期 入所受入体制 強化事業	事業を利用して短期入所 を行う障害児又は障害者 1人につき1日当たり 10,000円。ただし、同一 人に係る補助基準額は、 月2日以内を上限とし て、算出した額とする。	医療機関が第2条第6号ア (ア)から(ウ)までに掲げる事業 を実施するために要する経 費 (1) 居宅介護（法第5条第 2項に規定する居宅介護 をいう。以下同じ。）を行 う事業者から居宅介護の 提供に当たる従業者の派 遣を受ける事業 (2) 訪問看護（介護保険法 第8条第4項に規定する 訪問看護をいう。以下同 じ。）又は訪問看護事業 （健康保険法（大正11 年法律第70号）第88 条第1項に規定する訪問 看護事業をいう。）を行 う事業所から看護師その 他の訪問看護の提供に当 たる従業者の派遣を受け る事業 (3) (1)及び(2)に掲げる事業 のほか、短期入所を行 うに当たり介護又は看護に 係る課題の解決及び障害 に応じた対応のために市 長が特に必要と認める事 業

別記様式 省略

「揭示済」

## 亀岡市告示第23号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号）第18条第1項の規定により、緊急安全措置を講じたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 対象とした空家等

所在地 亀岡市畑野町千ヶ畑西山  
7-69

用途 居宅（未登記物件のため推定）

構造 木造平家建

## 2 緊急安全措置の実施内容

劣化により廃棄物化した家財等が空家等建物及び敷地から敷地外へ流出している状態の抑止及び状況の是正

## 3 緊急安全措置の実施日

平成31年3月7日（木）から  
3月13日（水）まで

## 4 緊急安全措置に要した費用

この措置を講じた際に要した費用はない。

「揭示済」



## 亀岡市告示第24号

## 市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成31年3月18日から平成31年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01160	東 股 線	亀岡市荒塚町2丁目55番4先	28.60	3.28	28.60	3.31
		亀岡市荒塚町2丁目61番先		～ 3.31		～ 7.84
01165	西 町 裏 線	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋39番先	26.50	4.18	26.50	5.90
		亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋41番先		～ 5.90		～ 6.75
01182	中 条 清 水 又 線	亀岡市余部町清水又8番1先	13.60	2.96	13.60	2.96
		亀岡市余部町清水又9番1先		～ 3.00		～ 4.04
01209	余 部 天 神 線	亀岡市余部町樋又80番1先	63.60	4.60	63.60	4.60
		亀岡市余部町樋又82番1先		～ 6.35		～ 9.03
01222	才ノ溝下垣内2号線	亀岡市上矢田町下垣内3番19先	4.30	6.02	4.30	6.02
		亀岡市上矢田町下垣内3番19先		～ 6.02		～ 6.60
01281	東 豎 北 古 世 線	亀岡市北古世町2丁目109番3先	100.70	4.90	100.70	5.00
		亀岡市北古世町2丁目191番2先		～ 5.90		～ 5.90
01305	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市上矢田町下垣内3番17先	9.00	6.03	9.00	6.03
		亀岡市上矢田町下垣内3番17先		～ 6.03		～ 6.60
02018	日 向 垣 内 線	亀岡市東別院町栢原才ノ下17番先	30.00	2.80	30.00	2.80
		亀岡市東別院町栢原才ノ下20番先		～ 8.50		～ 8.50
02026	湯 谷 区 道 線	亀岡市東別院町湯谷大西16番1先	28.80	2.90	28.80	2.90
		亀岡市東別院町湯谷大西16番1先		～ 5.50		～ 5.50
04042	春 日 部 南 条 線	亀岡市曾我部町寺長縄手27番先	20.60	4.50	20.60	4.50
		亀岡市曾我部町寺長縄手27番先		～ 4.80		～ 6.12
06019	西 山 奥 条 線	亀岡市葺田野町奥条中道11番1先	10.60	3.85	10.60	4.67
		亀岡市葺田野町奥条中道12番1先		～ 4.15		～ 4.88
06031	太 田 口 天 川 線	亀岡市吉川町吉田堅田56番先	41.00	1.50	41.00	2.30
		亀岡市吉川町吉田堅田58番先		～ 2.40		～ 2.40
06052	湯ノ花2号線	亀岡市葺田野町佐伯下峠20番先	48.72	4.00	48.72	4.00
		亀岡市葺田野町佐伯下峠20番先		～ 4.00		～ 4.00
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葺田野町佐伯飼条13番1先	4.60	7.00	4.60	6.98
		亀岡市葺田野町佐伯飼条13番1先		～ 7.09		～ 7.00
07017	深 田 線	亀岡市本梅町東加舎磬ノ上16番1先	40.60	2.80	40.60	4.30
		亀岡市本梅町東加舎磬ノ上16番1先		～ 2.90		～ 4.30

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
07017	深田線	亀岡市本梅町東加舎深田26番先	50.40	2.50	50.40	2.50
		亀岡市本梅町東加舎深田28番先		～ 3.30		～ 5.20
07045	平松中ノ道線	亀岡市本梅町平松田端36番先	37.50	5.80	37.50	5.80
		亀岡市本梅町平松田端36番先		～ 10.00		～ 10.00
07060	磐ノ上線	亀岡市本梅町東加舎玄蔵繩手9番先	223.00	3.50	223.00	3.50
		亀岡市本梅町東加舎大前3番先		～ 5.00		～ 6.70
07060	磐ノ上線	亀岡市本梅町東加舎大前後19番先	6.50	3.50	6.50	3.80
		亀岡市本梅町東加舎大前後19番先		～ 3.50		～ 3.80
11041	小金岐土田線	亀岡市大井町小金岐旭62番1先	2.00	7.80	2.00	8.26
		亀岡市大井町小金岐旭62番1先		～ 7.80		～ 8.26
11091	熊田亀ヶ渕線	亀岡市大井町並河亀ヶ渕58番1先	53.00	5.50	53.00	5.50
		亀岡市大井町並河亀ヶ渕60番1先		～ 7.80		～ 10.41
12007	小川今津1号線	亀岡市千代川町今津2丁目58番先	4.40	6.06	4.40	6.36
		亀岡市千代川町今津2丁目58番先		～ 7.30		～ 7.30
12050	小林線	亀岡市千代川町小林前田41番2先	59.20	1.88	59.20	2.02
		亀岡市千代川町小林前田45番先		～ 3.40		～ 7.02
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番280先	12.50	6.00	12.50	6.40
		亀岡市千代川町今津3丁目1番280先		～ 6.00		～ 6.40
15058	小口線	亀岡市千歳町千歳溝川48番1先	53.40	3.50	53.40	3.84
		亀岡市千歳町千歳溝川49番1先		～ 5.98		～ 6.30
16002	中垣内北垣内線	亀岡市河原林町河原尻北垣内1番先	75.50	1.99	75.50	2.96
		亀岡市河原林町河原尻才ノ本29番先		～ 2.64		～ 4.17
16035	勝林島河原尻1号線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先	19.40	5.75	19.40	5.75
		亀岡市河原林町河原尻高野垣内103番先		～ 5.85		～ 6.25
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先	22.70	6.70	22.70	6.70
		亀岡市河原林町河原尻清水102番先		～ 8.50		～ 8.50
18066	篠バス停線	亀岡市篠町篠赤畑20番2先	23.52	6.00	22.60	6.60
		亀岡市篠町篠赤畑20番2先		～ 7.57		～ 9.60
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番先	20.20	4.25	20.20	7.85
		亀岡市篠町柏原町頭49番3先		～ 4.45		～ 8.06
18108	土井線	亀岡市篠町浄法寺土井44番2先	37.50	2.10	37.50	2.15
		亀岡市篠町浄法寺土井46番先		～ 2.74		～ 12.07
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠空殿林9番1先	16.50	5.99	16.50	6.51
		亀岡市篠町篠空殿林9番4先		～ 6.05		～ 6.52
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠上西裏41番1先	14.80	6.01	14.80	6.44
		亀岡市篠町篠上西裏56番2先		～ 6.44		～ 6.90
18208	出葉3号線	亀岡市篠町広田1丁目7番1先	3.00	9.22	3.00	9.22
		亀岡市篠町広田1丁目7番1先		～ 9.22		～ 9.22

「揭示済」

## 亀岡市告示第25号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成31年3月18日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成31年3月18日から平成31年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01160	東股線	亀岡市荒塚町2丁目55番4先 亀岡市荒塚町2丁目61番先	28.60m	3.31m ～ 7.84m
01165	西町裏線	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋39番先 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋41番先	26.50m	5.90m ～ 6.75m
01182	中条清水又線	亀岡市余部町清水又8番1先 亀岡市余部町清水又9番1先	13.60m	2.96m ～ 4.04m
01209	余部天神線	亀岡市余部町樋又80番1先 亀岡市余部町樋又82番1先	63.60m	4.60m ～ 9.03m
01222	才ノ溝下垣内2号線	亀岡市上矢田町下垣内3番19先 亀岡市上矢田町下垣内3番19先	4.30m	6.02m ～ 6.60m
01281	東堅北古世線	亀岡市北古世町2丁目109番3先 亀岡市北古世町2丁目191番2先	100.70m	5.00m ～ 5.90m
01305	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市上矢田町下垣内3番17先 亀岡市上矢田町下垣内3番17先	9.00m	6.03m ～ 6.60m
02018	日向垣内線	亀岡市東別院町栢原才ノ下17番先 亀岡市東別院町栢原才ノ下20番先	30.00m	2.80m ～ 8.50m
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷大西16番1先 亀岡市東別院町湯谷大西16番1先	28.80m	2.90m ～ 5.50m
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺長縄手27番先 亀岡市曾我部町寺長縄手27番先	20.60m	4.50m ～ 6.12m
06019	西山奥条線	亀岡市葎田野町奥条中道11番1先 亀岡市葎田野町奥条中道12番1先	10.60m	4.67m ～ 4.88m
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田56番先 亀岡市吉川町吉田堅田58番先	41.00m	2.30m ～ 2.40m
06052	湯ノ花2号線	亀岡市葎田野町佐伯下峠20番先 亀岡市葎田野町佐伯下峠20番先	48.72m	4.00m ～ 4.00m
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葎田野町佐伯飼条13番1先 亀岡市葎田野町佐伯飼条13番1先	4.60m	6.98m ～ 7.00m
07017	深田線	亀岡市本梅町東加舎磐ノ上16番1先 亀岡市本梅町東加舎磐ノ上16番1先	40.60m	4.30m ～ 4.30m

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
07017	深田線	亀岡市本梅町東加舎深田26番先 亀岡市本梅町東加舎深田28番先	50.40m	2.50m ～ 5.20m
07045	平松中ノ道線	亀岡市本梅町平松田端36番先 亀岡市本梅町平松田端36番先	37.50m	5.80m ～ 10.00m
07060	磬ノ上線	亀岡市本梅町東加舎玄蔵繩手9番先 亀岡市本梅町東加舎大前3番先	223.00m	3.50m ～ 6.70m
07060	磬ノ上線	亀岡市本梅町東加舎大前後19番先 亀岡市本梅町東加舎大前後19番先	6.50m	3.80m ～ 3.80m
11041	小金岐土田線	亀岡市大井町小金岐旭62番1先 亀岡市大井町小金岐旭62番1先	2.00m	8.26m ～ 8.26m
11091	熊田亀ヶ淵線	亀岡市大井町並河亀ヶ淵58番1先 亀岡市大井町並河亀ヶ淵60番1先	53.00m	5.50m ～ 10.41m
12007	小川今津1号線	亀岡市千代川町今津2丁目58番先 亀岡市千代川町今津2丁目58番先	4.40m	6.36m ～ 7.30m
12050	小林線	亀岡市千代川町小林前田41番2先 亀岡市千代川町小林前田45番先	59.20m	2.02m ～ 7.02m
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番280先 亀岡市千代川町今津3丁目1番280先	12.50m	6.40m ～ 6.40m
15058	小口線	亀岡市千歳町千歳溝川48番1先 亀岡市千歳町千歳溝川49番1先	53.40m	3.84m ～ 6.30m
16002	中垣内北垣内線	亀岡市河原林町河原尻北垣内1番先 亀岡市河原林町河原尻才ノ本29番先	75.50m	2.96m ～ 4.17m
16035	勝林島河原尻1号線	亀岡市河原林町河原尻高野垣内21番3先 亀岡市河原林町河原尻高野垣内103番先	19.40m	5.75m ～ 6.25m
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先 亀岡市河原林町河原尻清水102番先	22.70m	6.70m ～ 8.50m
18066	篠バス停線	亀岡市篠町篠赤畑20番2先 亀岡市篠町篠赤畑20番2先	22.60m	6.60m ～ 9.60m
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番先 亀岡市篠町柏原町頭49番3先	20.20m	7.85m ～ 8.06m
18108	土井線	亀岡市篠町浄法寺土井44番2先 亀岡市篠町浄法寺土井46番先	37.50m	2.15m ～ 12.07m
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠壱殿林9番1先 亀岡市篠町篠壱殿林9番4先	16.50m	6.51m ～ 6.52m
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠上西裏41番1先 亀岡市篠町篠上西裏56番2先	14.80m	6.44m ～ 6.90m
18208	出葉3号線	亀岡市篠町広田1丁目7番1先 亀岡市篠町広田1丁目7番1先	3.00m	9.22m ～ 9.22m

「揭示済」

## 亀岡市告示第26号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成31年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成31年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 縦覧期間 | 平成31年4月1日から<br>平成31年5月31日まで<br>(閉庁日を除く) |
| 2 | 縦覧場所 | 亀岡市安町野々神8番地<br>亀岡市総務部税務課                |

「揭示済」

## 亀岡市告示第27号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成28年亀岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4号中「木造住宅（耐震改修を実施した木造住宅を除く。）」を「耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅（耐震改修を実施した木造住宅を除く。）」に改める。

第4条第1項第3号ただし書を削る。

第5条を次のように改める。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の木造住宅につき耐震改修若しくは簡易耐震改修の実施に要する経費に5分の4を乗じて得た額又は耐震シェルター設置に要する経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に定める額を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り捨てた額とする。

- (1) 耐震改修にあつては、  
1,000,000円
- (2) 簡易耐震改修にあつては、  
400,000円
- (3) 耐震シェルター設置にあつては、  
300,000円

別記第1号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第1号様式別紙中

「

設計者	資格	京都府木造住宅耐震診断士登録	第	号	
	氏名				印
	建築士事務所	名称			
		登録番号	京都府知事登録	第	号
		所在地	京都府		
電話番号					

」

を

「

設計者・建築関係者	資格等				
	氏名				印
	事業所	名称			
		登録番号			
		所在地			
電話番号					

」

に改める。

別記第9号様式中

「

- 耐震改修後の木造住宅耐震診断結果報告書（京都府木造住宅耐震診断士の記名及び押印のあるもの）を

」

「

- 耐震改修後の木造住宅耐震診断結果報告書又は住宅の耐震性が向上したことを確認する書類（京都府木造住宅耐震診断士、建築士又は建築関係者の記名及び押印のあるもの）に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この告示の実施の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成31年3月26日から平成31年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18294
- 2 路線名 馬堀停車場篠線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	延長	
亀岡市篠町野条井ホラ16番1先から 亀岡市篠町野条井ホラ16番1先まで	前	17.85m 52.70m	5.00m	変更後路線幅員 最小 17.85m 最大 52.70m
	後	17.85m 52.70m	5.00m	
				変更後路線延長 989.25m

「揭示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱（平成19年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

第8条中「健康福祉部」を「こども未来部」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称  
亀岡市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成26年亀岡市告示第168号  
南丹都市計画公園事業 5・5・303号  
京都・亀岡保津川公園
- 3 事業施行期間  
自平成26年7月11日  
至平成36年3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

「揭示済」

亀岡市告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市篠町森下垣内の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」



亀岡市告示第32号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成31年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1001-71010

- 1 当該者生年月日  
昭和51年9月21日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
平成31年1月29日
- 4 無効になる日  
平成31年3月27日

「揭示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成31年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1905-13011

- 1 当該者生年月日  
昭和19年9月19日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
平成30年4月1日
- 4 無効になる日  
平成31年3月27日

「揭示済」

## 亀岡市告示第34号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
東別院グラウンド	東別院町自治会	平成31年4月1日から 平成35年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第35号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により、亀岡市立地適正化計画を策定したので、同条第18項の規定により、次のとおり告示し、当該計画書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 計画の名称  
亀岡市立地適正化計画
- 2 計画区域  
亀岡市都市計画区域
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市公用車使用規程の一部を改正する訓令  
を次のように定める。

平成31年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公用車使用規程の一部を改  
正する訓令

亀岡市公用車使用規程（平成8年亀岡市訓令  
第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている者（市長が特に認める者を除く。）以外の者

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正  
する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令  
第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（健康福祉部長の専決事項）

第9条 生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。こども未来部に属するものを除く。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による扶助費の支出負担行為（1件2,000,000円以上）の決定及び支出命令（1件20,000,000円以上）に関することは、健康福祉部長が専決する。

第9条の次に次の1条を加える。

（こども未来部長の専決事項）

第9条の2 児童福祉法（健康福祉部に属するものを除く。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による扶助費の支出負担行為（1件2,000,000円以上）の決定及び支出命令（1件20,000,000円以上）に関することは、こども未来部長が専決する。

第31条（見出しを含む。）中「こども未来課長」を「子育て支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

---

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市福祉事務所専決規程を次のように定める。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市福祉事務所専決規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、福祉事務所長の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務の専決に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「専決」とは、前条に規定する事務についてこの訓令に定める者が決裁（当該事務の管理執行について意思決定することをいう。）することをいう。

（専決）

第3条 福祉事務所長は、その権限に属する事務のうち子育て支援課及び保育課の所管に係るものの決裁について、副所長に専決をさせ

るものとする。

（亀岡市事務処理規程との関係）

第4条 前条に定めるもののほか、福祉事務所長の権限に属する事務に係る専決については、亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 公 告

亀岡市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成31年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市追分町八ノ坪43の1、43の2、43の4、43の5、43の12から43の14まで、44の3  
(関連区域)  
亀岡市追分町八ノ坪1の1の一部、43の18の一部、44の4、46の3の一部、  
府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町  
700  
株式会社京都銀行

「揭示済」

亀岡市公告第13号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成31年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
平成31年3月13日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第14号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31年3月20日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

## 2 事業施行期間

平成21年6月15日から平成33年3月31日まで

## 3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河三丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	蕪田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

## 4 事務所の所在地

亀岡市大井町並河一丁目21番1号

## 5 設立認可の年月日

平成21年6月15日

## 6 変更認可の年月日

平成31年3月20日

「揭示済」

## 亀岡市公告第15号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成31年3月20日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

## 2 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河三丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ潤	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	禰田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

## 3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

## 4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

## 5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
南丹都市計画公園事業 5・5・303号  
京都・亀岡保津川公園
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

## 任免及び辞令

川瀬浩史  
亀岡市交通安全対策会議委員の委嘱を解きます

塩見孝康  
亀岡市交通安全対策会議委員に委嘱します

川瀬浩史  
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

塩見孝康  
亀岡市防災会議委員に委嘱します

川瀬浩史  
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

桑迫修  
亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

塩見孝康  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は平成32年9月30日までとします

村井正史  
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は平成32年3月12日までとします

平成31年3月1日

塩見孝康  
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成32年9月4日までとします

平成31年3月14日



## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

亀岡市監査委員 関本 孝一  
亀岡市監査委員職務執行者 山本由美子

### 1 監査の種類

平成30年度定期監査

### 2 監査の期間、監査対象課等、監査の対象

(1) 平成30年9月14日～平成30年11月15日

○健康福祉部（地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども未来課、保育課）  
・監査の対象課にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行について

(2) 平成30年10月15日～平成30年12月28日

○議会事務局

○市長公室（秘書広報課、人事課、ふるさと創生課、光秀大河推進課）

○企画管理部（企画調整課、財政課、契約検査課）

○会計管理室（財産管理課、会計課）

・監査の対象課等にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行について

○上下水道部（総務・経営課、お客様サービス課、水道課、下水道課）

○市立病院

・監査の対象課等にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 平成31年1月18日～平成31年3月8日

○産業観光部（商工観光課、農林振興課、農地整備課）

○農業委員会事務局

・監査の対象課等にかかる平成30年度の財務に関する事務の執行について

### 3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか

### 4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

### 5 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いては概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

#### (1) 健康福祉部

以下の各課に係る平成30年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

#### ア 地域福祉課

亀岡市福祉コミュニティづくり支援事業委託において、予定価格調書の作成を省略していたが、省略する理由を伺書に明記していなかった。

「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）では、予定価格調書を省略する場合、予定価格調書を省略する理由を明らかにすることとされている。

契約事務を適正に行われたい。

#### イ 障害福祉課

特に指摘する事項はなかった。

#### ウ 高齢福祉課

(ア) 敬老乗車券利用者負担金に係る現金の時間外の保管において、収納した現金が課内の施錠できる棚で保管されていた。

窓口収納現金取扱基準には、勤務時間外における現金の保管は会計課金庫で保管することが定められている。

取扱基準に基づき適正な保管をされたい。

(イ) 亀岡市介護予防センター（畑野健康ふれあいセンター）の指定管理において、受注者から業務主任の届出が提出されていなかった。

基本協定書には、業務の管理を担当する業務主任を定め、書面をもって通知することと定められている。

協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 介護保険料の滞納繰越分普通徴収保険料に係る繰越調定事務において、繰越調定額に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 健康増進課

広域予防接種事業業務委託において、予防接種業務と予防接種審査支払業務の単価契約をしていたが、予防接種業務費の積算根拠が不十分であった。

積算根拠のわかる資料を伺書に添付されたい。

オ こども未来課

特に指摘する事項はなかった。

カ 保育課

預かり保育事業保護者負担金及び保育所広域入所運営費において、事後調定が行われていた。

地方自治法には歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 議会事務局

平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。特に指摘する事項はなかった。

(3) 市長公室

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 秘書広報課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

ウ ふるさと創生課

特に指摘する事項はなかった。

エ 光秀大河推進課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 企画管理部

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

## ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

## (5) 会計管理室

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

## ア 財産管理課

土地売払収入（法定外公共物）において、契約書の中で語句の統一ができていなかった。契約書の記載内容に誤りがないか十分に確認されたい。

## イ 会計課

特に指摘する事項はなかった。

## (6) 上下水道部

以下の各課に係る平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

## ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

## イ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

## ウ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（地域下水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

## (7) 市立病院

平成30年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

亀岡市立病院医事関連業務委託契約に係る委託料積算資料に積算者及び検算者が記入されていないかった。

入札・契約事務の手引きには積算者と検算者を明記するように定められている。

適正な事務処理をされたい。

## (8) 産業観光部

以下の各課に係る平成30年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

## ア 商工観光課

特に指摘する事項はなかった。

## イ 農林振興課

特に指摘する事項はなかった。

## ウ 農地整備課

特に指摘する事項はなかった。

## (9) 農業委員会事務局

平成30年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。特に指摘する事項はなかった。

以上が平成30年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

各種の契約や補助金を監査する中で、契約手続きに不備があるもの、業務の実態を契約書に反映できていないもの、また、契約の履行確認や補助金を確定する際の調査・確認を形式的に行っているのではないかと危惧されるものがあった。

これらのことは、同じ相手と長期にわたって繰り返し行っている随意契約や補助金に見受けられ、疑問を持たずに正しいものとして前例踏襲で事務を行っていることが原因と考えられる。

財務に関する事務の執行においては、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、事業目的に沿って事務が執行され、効率的に成果を上げることが求められている。

契約の履行確認や補助金確定時の調査・確認においては、完了報告書や実績報告書のみを形式的に検査するのではなく、契約書、仕様書、それに状況写真、証拠書類などの資料による確認のほか、必要に応じて現場確認を行うなど適正な検査を実施する必要がある。

安易に前例を踏襲するのではなく、事業完了後には検査とともに効果の検証を行い、何か見直すべき点はないかという改善意識をもって事業に取り組むことを望む。

「揭示済」

## 亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

亀岡市監査委員 関本 孝一  
亀岡市監査委員職務執行者 山本由美子

## 1 監査の種類

平成29年度財政援助団体等監査

## 2 監査の対象及び範囲

公益財団法人亀岡市体育協会、亀岡市森林組合及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会の次の財政援助等に係る出納、その他の事務並びに生涯学習部文化・スポーツ課、産業観光部農林振興課及びまちづくり推進部都市整備課の同財政援助等に係る事務の執行について

### (1) 公益財団法人亀岡市体育協会

平成29年度亀岡市体育協会人件費補助金	29,116,900円
平成29年度亀岡市体育協会運営活動補助金	4,432,600円
平成29年度亀岡市社会体育施設指定管理料	1,663,000円

### (2) 亀岡市森林組合

平成29年度亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金	
作業道第二東谷線開設事業	771,000円
作業道上谷線開設事業	756,000円
作業道火打線開設事業	273,000円
森林組合育成事業	580,000円
緑の公共事業	639,384円

### (3) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会

平成29年度公益財団法人亀岡市都市緑花協会補助金	29,750,719円
平成29年度亀岡市都市公園33箇所指定管理料	26,938,000円

## 3 監査の着眼点

亀岡市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、財政援助に係る出納、その他の事務執行が、適正かつ経済的・効率的に行われているか

## 4 監査の期間

平成30年12月14日から平成31年3月8日まで

## 5 監査の方法

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

## 6 公益財団法人亀岡市体育協会の概要及び結果

### (1) 団体の概要

#### ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市体育協会（以下、「体育協会」という。）は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること。

- スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導
- 亀岡市内の少年スポーツの育成
- スポーツ施設の管理運営事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## イ 組織（平成30年3月31日現在）

- 評議員 24名
- 役員 理事 21名  
(うち、会長1名、副会長4名、専務理事1名)
- 監事 2名
- 事務局 事務局長 1名  
事務職員 3名  
嘱託職員 2名

## (2) 補助金概要

平成29年度に亀岡市から体育協会へ交付された補助金総額は36,749,596円で、うち監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内訳等
体育協会人件費補助金	29,116,900	29,116,900	給与手当等 23,904,677 福利厚生費 3,872,793 退職給付引当金 1,339,430
体育協会運営活動補助金	4,930,479	4,432,600	各競技団体運営活動補助金 777,600 各地域団体運営活動補助金 1,264,000 手数料他 2,391,000
計	34,047,379	33,549,500	

## (3) 指定管理料の概要

平成29年度に亀岡市から体育協会へ支払われた指定管理料は1,663,000円である。

その内訳としては、管理費となっている。

## (4) 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

## ア 体育協会に対する監査の結果

(ア) 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 体育協会の各加盟団体に補助をしている亀岡市体育協会加盟団体運営・活動補助金の実績報告において、提出された書類に不備のある団体が複数あった。

必要書類一覧や記載例を作成するなど工夫し、団体からの書類提出もれや記載誤りが起こらないようにした上で、適正な書類審査に努められたい。

- b 体育協会運営活動補助金の実績報告において、支出の証拠書類に添付漏れがあった。決裁等の過程において十分な確認をされたい。
- c 人件費補助金の実績報告において、時間外勤務手当、社会保険料、健康診断費用の実績額算定に一部誤りがあった。適正な事務処理をされたい。

(イ) 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託しているにもかかわらず、発注者から書面による承諾を得ていなかった。

基本協定書に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部文化・スポーツ課に対する監査の結果

(ア) 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

体育協会運営活動補助金の実績報告において、実績報告書の十分な確認がなされずに了承され、確定行為がされていた。

補助金の確定事務においては、十分な審査を尽くした上で確定行為を行い、規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託が行われているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていないかった。

基本協定書に基づき、書面により再委託の届出を行うよう指導し、書面による承諾を行うことにより改善されたい。

## 7 亀岡市森林組合の概要及び結果

### (1) 団体の概要

#### ア 設立の目的・事業

亀岡市森林組合（以下「森林組合」という。）は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 組合員を対象とした森林経営指導
- 病虫害の防除、組合員の森林の保護に関する事業
- 組合員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売

#### イ 組織（平成30年3月31日現在）

- 役員 理事 18名  
（うち、理事長1名、副理事長1名）
- 監事 2名



○事務局	会計主任	1名		
	係長	1名		
	技術員	1名		
	職員	1名		
	作業員	6名		
○会 員	正組合員	1,625名	准組合員	0名

## (2) 補助金概要

平成29年度に亀岡市から森林組合へ交付された補助金総額は6,620,520円で、今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項 目	事 業 費	補助金額	補助内訳等
亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金 (作業道整備事業)	9,428,107	1,800,000	作業道開設に対する補助
亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金 (森林組合育成事業)	1,620,870	580,000	林業経営者の育成、相談活動等の充実に対する補助
亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金 (緑の公共事業)	1,258,460	639,384	間伐・間伐材搬出に対する補助

## (3) 監査の結果

## ア 森林組合に対する監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項等については、今後の事務処理において留意されたい。

## (ア) 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

森林組合育成事業補助金の実績報告書において、添付されていた平成29年度事業報告書及び収支精算書の内容が、農林振興課へ提出されたものと異なっていた。

補助金に係る書類の適正な管理をされたい。

## イ 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った簡易な事項等については、今後の事務処理において留意されたい。

## 8 公益財団法人亀岡市都市緑花協会の概要及び結果

## (1) 団体の概要

## ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市都市緑花協会（以下「緑花協会」という。）は、亀岡市の緑地の保全及び緑化の推進に係る事業を行うことにより、亀岡市における都市緑化を推進し、「花」と「緑」にふれあう場や、身近な暮らしの中の「花」と「緑」を創出し身近に感じ親しめるよう心豊かな生活環境を支えるとともに、緑化啓発活動の発信と交流を図り、もって、亀岡市の『緑ゆたかな潤いと安らぎのある街づくり』の発展に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 街路、都市公園、公共施設等の緑花木及び施設の維持管理事業
- 都市緑化・緑地保全を推進するための緑化推進普及啓発事業
- 都市緑花基金の造成、管理・運用事業
- その他この法人の目的を達するために必要な事業

イ 組織（平成30年3月31日現在）

- 評議員 10名
- 役員 理事 12名  
 （うち、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名）  
 ※常務理事は管理課長を兼務
- 監事 2名
- 事務局 事務局長 1名 ※総務課長を兼務  
 総務課長 1名  
 管理課長 1名  
 事務局長補佐兼管理係長 1名  
 事務職員 2名  
 技術職員 3名  
 再任用職員 1名  
 臨時職員 4名

(2) 補助金概要

平成29年度に亀岡市から緑花協会へ交付された補助金総額は33,400,719円で、うち監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内訳等
緑花協会補助金	40,127,386	29,750,719	役員報酬 600,000
			給料手当 23,984,459
			退職給付費用 545,647
			福利厚生費 3,852,445
			光熱水費 606,363
			保険料 18,291
			租税公課 143,514

## (3) 指定管理料の概要

平成29年度に亀岡市から緑花協会へ支払われた指定管理料は26,938,000円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、事務費（通信運搬費、消耗品費等）、管理費（光熱水費、委託料、修繕費等）となっている。

## (4) 監査の結果

## ア 緑花協会に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った簡易な事項等については、今後の事務処理において留意されたい。

## イ まちづくり推進部都市整備課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った簡易な事項等については、今後の事務処理において留意されたい。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月20日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

社会教育課	社会教育係 文化財係 放課後児童係
-------	-------------------

」

を

「

社会教育課	社会教育係 放課後児童係
歴史文化財課	文化財係 資料館企画係

」

に改める。

別表第2 社会教育課の項中「心の教育推進事業」を「学校、家庭及び地域の連携並びに協働の推進」に改め、

「文化財保護委員会委員に関すること。

文化財の保護に関すること。

文化資料館との連絡調整に関すること。

文化財関係補助金に関すること。

文化活動（文化財関係）に関すること。」

を削り、同項の次に次のように加える。

歴史文化財課	文化財保護委員会に関する事。 文化財の調査研究、保護及び活用に関する事。 文化財の指定に関する事。 文化財の普及啓発に関する事。 文化財関係補助金に関する事。 文化活動（文化財関係）に関する事。 所管する施設の管理に関する事。 文化資料館の企画運営及び啓発に関する事。 その他歴史文化に関する事。
--------	--

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「12月24日」を「12月25日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育集会所条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市教育集会所条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、亀岡市教育集会所条例（昭和53年亀岡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第2条 教育集会所の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

（使用許可の申請）

第3条 条例第4条の規定による使用の許可を受けようとする者は、亀岡市教育集会所使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を教育長に提出しなければならない。

（使用許可書の交付）

第4条 教育長は、使用料の納付のあった後、亀岡市教育集会所使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第5条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 自治会等地域住民団体が、地域活動を目的として使用する場合 全額
- (2) その他公益のため使用するものとして、特に教育長が認める場合 5割

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、亀岡市教育集会所使用料減免申請書（別記第3号様式）にその理由を記入

し、使用許可申請書と同時に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額
- (2) 公用又は管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額  
(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育集会所の管理その他必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市野外活動施設条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市野外活動施設条例施行規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「施設を使用する者」を「使用者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理上支障がないと認められるもので、教育委員会が承認した場合は、この限りでない。

第13条中「第8条第1項及び第14条」を「第8条第1項、第11条及び第14条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告示

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月26日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

次の文化財を、亀岡市指定文化財に指定する。

指定名称	種別	所有者	所在地
亀山城惣構跡（土塁）	史跡		
天満神社境内地		天満神社	亀岡市京町38番地1、39番地1
嶺樹院境内地		嶺樹院	亀岡市西堅町50番
宗堅寺境内地		宗堅寺	亀岡市西堅町24番1
聖隣寺境内地		聖隣寺	亀岡市東堅町43番
坂部公園内		亀岡市	亀岡市東堅町47番
宗福寺境内地	宗福寺	亀岡市矢田町26番地	

なお、平成24年11月22日に指定した指定番号第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号は上の文化財に整理して統合することとする。

「揭示済」



## 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会事務専決規程（昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「及び資料館」を削る。

第10条中「第16条」を「第17条」に改め、第19条を第20条とし、第10条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（歴史文化財課長の専決事項）

第10条 歴史文化財課長は、第4条に掲げる事項のほか、資料館の事務に係る事務処理規程第14条に規定する財務に関する事項について専決することができる。ただし、館長が6級相当職員であるときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1, 488人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

24,793人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12,397人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

平成31年4月7日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成31年3月20日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1,488人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

24,797人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に  
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数  
は、次のとおりである。

平成31年3月28日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12,399人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成31年4月7日 京都府議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	岡本保博	省略	服部哲也	省略
	2	武内政一	省略	数井克俊	省略
東別院	3	江見博好	省略	伴田惠	省略
西別院	5	中島三羊子	省略	齋田善弘	省略
	6	和崎邦夫	省略	吉見友成	省略
曾我部	7	福知憲太郎	省略	今西恵一	省略
	8	上嶋章宏	省略	谷口裕	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	原田啓子	省略
禰田野	10	長谷川富男	省略	白波瀬元一	省略
	11	西村禎之	省略	坂田泰孝	省略
本梅	12	西村久子	省略	森英美	省略
	13	小林久	省略	森敏郎	省略
畑野	14	山内安	省略	齊藤和則	省略
	15	谷口文雄	省略	藤原弘樹	省略
宮前	16	柿谷出	省略	岩城光太	省略
	17	森幸雄	省略	三宅晃圓	省略
	18	宮本和行	省略	内藤一彦	省略
大井	19	飯田良子	省略	田中悟	省略
	20	山本善也	省略	森田幸治	省略
千代川	21	波尻弘	省略	山口悟史	省略
	22	俣野和俊	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	畑榮治	省略	足立慎吾	省略
	24	林勝	省略	相原稔	省略
	25	古市幸弘	省略	西出和正	省略
旭	26	平井厚生	省略	平井好子	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	嶋津正道	省略	中西孝臣	省略
	29	井上真吾	省略	廣瀬敬太	省略
	30	紺谷忠義	省略	門下研也	省略
河原林	31	福島克巳	省略	綾野昌弘	省略
	32	有山篤利	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	倉橋浩史	省略
東本梅	35	奥村保幸	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	川内梯二	省略
篠	37	木村憲文	省略	柳谷政人	省略
篠・東つじ	38	山田音弘	省略	上園千佳	省略
西つじ	39	永光寛	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	宮本かおり	省略
南つじ	42	山田実	省略	名倉真也	省略
東別院	43	濱井一夫	省略	鈴木翔也	省略
篠	44	長谷川忠良	省略	齊藤洋平	省略

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第34号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市葎田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

2 日 時 平成31年3月29日  
午後5時30分

「掲示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成31年4月7日執行 京都府議会議員一般選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成31年3月30日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
平成31年3月31日	俣野健一郎	省略	岩崎多良	省略
平成31年4月1日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成31年4月2日	岩崎多良	省略	俣野健一郎	省略
平成31年4月3日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
平成31年4月4日	俣野健一郎	省略	岩崎多良	省略
平成31年4月5日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成31年4月6日	岩崎多良	省略	俣野健一郎	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

開票管理者	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	岩崎多良

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

- 1 開票場所  
ガレリアかめおか  
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時  
平成31年4月7日 午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

平成31年4月7日執行の京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成31年3月29日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日時 平成31年4月4日  
午後5時00分

「揭示済」



## 公平委員会欄

### 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

亀岡市公平委員会  
委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の  
一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年  
亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第2福祉事務所の項中「所長」の次に  
「・副所長」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行す  
る。

「揭示済」

## 上下水道部欄

### 規程

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集  
落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方  
公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴  
う関係条例の整備に関する条例の施行等に伴う  
関係上下水道事業管理規程の整備に関する規程  
を次のように定める。

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市特定環境保全公共下水道事  
業、農業集落排水事業及び小規模  
集合排水処理事業に地方公営企業  
法の規定の全部を適用すること等  
に伴う関係条例の整備に関する条  
例の施行等に伴う関係上下水道事  
業管理規程の整備に関する規程

（亀岡市上下水道部処務規程の一部改正）

第1条 亀岡市上下水道部処務規程（昭和48  
年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を  
次のように改正する。

第1条中「亀岡市上下水道事業の組織等に  
関する条例（平成12年亀岡市条例第2号）  
第3条に規定する上下水道部」を「上下水道  
部」に改める。

別表第2中「排水量」を「汚水排水量」に、  
「除外施設」を「除害施設」に改める。

（亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正）

第2条 亀岡市上下水道部決裁規程（昭和48

年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「、下水道事業会計及び地域下水道事業特別会計」を「及び下水道事業会計」に改める。

第11条第4号中「排水量」を「汚水排水量」に改め、同条第6号中「排水設備等」を「排水設備及び除害施設」に改める。

別表第2財務に関する事項中

「

1 収入命令（調定を含む。）に関すること。（地域下水道事業に係る分担金、繰入金は総務・経営課合議）				
地域下水道事業に係る寄附金	○			
特に規定するもののほか2,000万円以上		○		
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満			○	
特に規定するもののほか100万円未満				○

」

を

「

1 収入命令（調定を含む。）に関すること。				
特に規定するもののほか2,000万円以上		○		
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満			○	
特に規定するもののほか100万円未満				○

」

に改める。

(亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道部庁舎管理規程（昭和52年亀岡市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(庁舎の目的外使用)

第15条 庁舎の目的外使用については、亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程（平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）に定めるところによる。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条を次のように改める。

第18条 削除

別記第2号様式を削り、別記第1号様式を別記様式とする。

(亀岡市上下水道お客様センター設置規程の一部改正)

第4条 亀岡市上下水道お客様センター設置規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「排水量」を「汚水排水量」に改め、同条第6号中「、公共汚水ます及び排水設備」を「並びに公共汚水ます、排水設備及び除害施設」に改める。

(亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程の一部改正)

第5条 亀岡市上下水道部徴収事務等委託規程(平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「上下水道部」を「上下水道事業」に改める。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条」を削り、「上下水道部」を「上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業をいう。)」に改める。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「排水量」を「汚水排水量」に改め、同条第2号中「、地域下水道使用料」を削り、同条第3号中「及び排水設備等」を「、排水設備及び除害施設」に改める。

第3条中「次の各号」を「次」に改める。

(亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部改正)

第6条 亀岡市水道料金等収納事務委託規程(平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改め、「及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条」及び「、地域下水道使用料」を削る。

第2条中「次の各号」を「次」に改める。

(亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正)

第7条 亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、別に定めるもののほか」を削り、「行政財産(市長の権限に属する事務の一部を水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に委任する規則(昭和42年亀岡市規則第17号)第2条の規定に基づき水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に委任されている事務に係る行政財産を含む。)の目的外使用」を「行政財産の目的外使用(亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)第23条第1項の規定による占用の許可を要するものを除く。)」に改める。

第2条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条第1項中「行政財産の使用を申請しようとする者」を「前条第1項の許可を受けようとする者」に改め、「行政財産の所在地、種別、数量又は面積、使用期間、使用目的及び使用形態を記載した」を削り、「許可申請書」を「(変更・廃止)許可申請書」に、「次の各号に掲げる書類」を「次に掲げる図書」に、「管理者の許可を受けなければならない」を「管理者に申請しなければならない。許可した事項を変更し、又は廃止するときも、同様とする」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 工作物等を設置するときは、次に掲げる図書

ア 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図

イ 工作物等の平面図、断面図及び配置図

第3条第1項第3号中「書類」を「図書」に改め、同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 土地を使用するときは、その土地の求積図

第3条第3項中「行政財産の使用」を「第1項の申請」に改め、同条第4項中「使用」を「第1項の申請」に改め、「次の各号に掲げる事項を記載した」を削り、「許可書を申請者に交付」を「(変更・廃止)許可書により申請者に通知」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「電柱、電話柱等で公益企業者が使用するときその他使用期間を1年以内とすることが適当でない」とを「公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合において、」に、「5年」を「10年」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の期間が満了した場合において管理者が必要と認めるときは、これを更新することができる。

第4条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による使用期間の更新の手続については、第3条の規定を準用する。ただし、同条第1項に規定する図書の添付は、省略することができる。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料(その他の土地利用の場合に限る。)の額は、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(10円未満の端数が生

じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

第6条を次のように改める。

(使用料の納入)

第6条 前条の使用料は、毎年度その年度分を管理者が指定する日までに納入しなければならない。ただし、使用期間が1年以内のもの又は使用期間に係る使用料の額が1件2,000円以下のものは、一時に全額を納入するものとする。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条中「満了したとき」の次に「、使用を廃止したとき」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 管理者は、使用者に対して、前項の原状回復又は原状に回復する必要がある場合の措置について、必要な指示をすることができる。

第13条中「また同様」を「、同様」に改め、同条を第12条とし、第12条の次に次の1項を加える。

(様式)

第13条 第3条第1項の行政財産目的外使用(変更・廃止)許可申請書及び同条第4項の行政財産目的外使用(変更・廃止)許可書の様式は、管理者が別に定める。

別表建物使用料の項中「100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ」を「100分の6を乗じて得た額に当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「10円未満」に改め、同表備考第5項中「同様とする」を「、同様とする」に改める。

(亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第8条 亀岡市水道事業給水条例施行規程(平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1

号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「次の各号」を「次に掲げる事項」に改める。

第9条の見出し中「工事」を「設置」に改め、同条中「工事負担金」を「設置負担金」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「100分の8を乗じて得た額」を「消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額」に改める。

第14条中「次の各号」を「次に定めるところ」に改める。

第15条中「給水契約申込書」を「給水契約申込書・下水道使用開始届」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の申込みは、管理者が必要と認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

第21条第1項第1号中「水道使用中止届」を「水道・下水道使用中止届」に改め、同項第3号中「水道臨時使用届」を「水道・下水道臨時使用届」に改め、同条第2項第1号中「水道使用者変更届」を「水道・下水道使用者等変更届」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号及び前項第1号に該当する場合の届出は、管理者が必要と認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

第26条中「次の各号」を「次」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(過誤納等による料金の精算)

第26条の2 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次期以降の料金で精算する

ことができる。

第31条第2項中「決定通知書」を「決定(却下)通知書」に改める。

別記第11号様式中「亀岡市長」を削る。

別記第16号様式から別記第18号様式までの様式、別記第20号様式、別記第22号様式、別記第23号様式、別記第26号様式及び別記第27号様式を次のように改める。

#### 別記様式 省略

(亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第9条 亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱(昭和62年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「要綱」を「規程」に改める。

第2条第2号中「下水道事業受益者負担金(」を「下水道事業受益者負担金(亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和56年亀岡市条例第21号)第1条に規定する負担金をいう。)」に改める。

第3条中「株式会社関西アーバン銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改める。

第8条第2号中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

第12条中「口座振替済通知書(別記第7号様式又は第7号様式の2)」を「水道料金・下水道使用料口座振替領収済通知書(別記第7号様式)又は下水道事業受益者負担金口座振替済通知書(第7号様式の2)」に改める。

第19条中「要綱」を「規程」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

## 別記様式 省略

(漏水等に伴う水道料金の減額に関する取扱基準の一部改正)

第10条 漏水等に伴う水道料金の減額に関する取扱基準(平成24年亀岡市上下水道事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市漏水等に伴う水道料金及び下水道使用料の減額に関する規程

第1条中「第39条第2項」の次に「及び亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)第41条第2項」を、「水道料金」の次に「(飲料水供給施設料金を含む。以下同じ。)及び下水道使用料」を加える。

第2条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を、「水道料金」の次に「及び下水道使用料」を加え、同条第1号中「使用者の」を「水道料金にあっては、使用者の」に、「であって」を「の場合で」に、「使用水量が認定使用水量の」を「水道の使用水量(以下「使用水量」という。)が第3条に規定する認定使用水量の」に改め、同条第2号中「使用水量」を「使用水量若しくは汚水排水量」に、「場合は」を「場合で」に、「もの。」を「もの」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 下水道使用料にあっては、使用水量をもって下水道の汚水排水量(以下「汚水排水量」という。)とする場合で、前号の場合に該当し、かつ、その漏水が明らかに下水道に排水されていないと確認できるもの

第3条中「若しくは過去又は」を「又は過去若しくは」に改める。

第4条の見出し中「及び金額」を削り、同条第1項中「減額の対象とする水量」を「第

2条第1号の場合の減額の対象とする使用水量」に、「差し引いた水量」を「差し引いた量」に、「相当する水量」を「相当する量」に、「乗じて得た水量(以下「減額対象水量」という。)」を「乗じて得た量」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第2条第2号の場合の減額の対象とする汚水排水量は、対象とする期の汚水排水量から認定使用水量を差し引いた量とする。第7条を第9条とする。

第6条中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「及び金額並びに」を「、減額する金額及び」に、「前2条」を「前3条」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(減額する金額)

第5条 減額する金額は、減額前の料金又は使用料と使用水量又は汚水排水量から前条の減額の対象とする使用水量又は汚水排水量を差し引いた量に対する料金又は使用料との差額とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(申請等の様式)

第8条 この規程による水道料金及び下水道使用料の減額の申請及び減額決定の通知は、亀岡市水道事業給水条例施行規程(平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号)第31条及び亀岡市下水道条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号)第23条の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる様式によるものとする。

(1) 漏水等に伴う水道料金・下水道使用料減額申請書(別記第1号様式)

(2) 漏水等に伴う水道料金・下水道使用料減額決定通知書(別記第2号様式)

附則の次に次の2様式を加える。

## 別記様式 省略

(亀岡市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第11条 亀岡市指定給水装置工事事業者規程(平成10年亀岡市公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第10条中「各号」を「各号のいずれか」に改める。

第13条中「次の各号」を「次」に改める。

第18条第1項中「次の各号に関して、」を「指定工事業者の指定等における」に、「図ることを目的として」を「図るため」に改め、同項各号を削る。

(亀岡市下水道条例施行規程の一部改正)

第12条 亀岡市下水道条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条の3」を「第4条の3」に改め、同条を第2条の2とする。

第1条の3中「第2条の3」を「第4条の3」に改め、同条を第2条の3とする。

第1条の4中「第2条の4」を「第4条の4」に改め、同条を第2条の4とする。

第1条の5中「第2条の5」を「第4条の5」に改め、同条を第2条の5とする。

第1条の6中「第2条の7」を「第4条の7」に改め、同条を第2条の6とする。

第2条を次のように改める。

(代理人及び総代理人の届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、代理人設置(変更)届(別記第1号様式)により行うものとする。

2 条例第3条第2項の規定による届出は、総代理人選定(変更・廃止)届(別記第2号様式)により行うものとする。

第3条を次のように改める。

(排水設備設置義務の猶予等)

第3条 条例第5条第2項(条例第30条において準用する場合を含む。)に規定する特別の事情がある者は、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に排水設備の設置義務の猶予又は免除を申請することができる。この場合において、当該猶予又は免除を受けようとする者は、排水設備設置義務猶予(免除)申請書(別記第3号様式)に次に掲げる図書を添付して、管理者に申請するものとする。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図
- (2) 申請地の形状、建物の形状及び配置、汚水を排除する施設の配置、用水及び排水の系統並びに汚水を排除する公共の水域の位置を明示した平面図
- (3) 工場その他の事業所にあつては、当該下水の水質検査証明書
- (4) 誓約書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、排水設備設置義務猶予(免除)決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

第4条を削り、第5条第1項中「第5条第2号」を「第6条第2号(条例第30条において準用する場合を含む。)」に、「公共汚水ます等」を「公共汚水ます」に改め、同条第1号中「汚水を排除するための排水設備は、」を削り、「ますの内壁」を「排水設備をますの内壁」に改め、「差し入れ」の次に「、コンクリート製の公共汚水ますにあつては」を加え、「すること」を「し、塩化ビニール製の公共汚水ますにあつては、所定の接続材料等を用いて確実に接合すること」に

改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(排水設備の設置及び構造の基準)」に改め、同条中「排水設備の構造及び附属装置」を「条例第6条第4号(条例第30条において準用する場合を含む。)に規定する排水設備(附属する装置を含む。)の設置及び構造」に、「よるほか、次の各号に定める基準」を「よるもののほか、次に掲げる基準」に改め、同条第1号アからウまでの規定以外の部分中「管渠」を「管渠きよ」に、同号ア中「管渠の構造」を「管渠(排水管及び排水渠をいう。以下同じ。)の構造」に改め、同条第2号ア中「かえる」を「変える」に改め、同条第5号中「しゃ断」を「遮断」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

2 生ごみを破碎して汚水とともに排除する排水設備(以下「ディスポーザ」という。)を設置するときは、破碎された生ごみを除去するための排水処理部とディスポーザが、配管等によって一体のシステムを構成するもの(以下「ディスポーザ排水処理システム」という。)でなければならない。

3 ディスポーザ排水処理システムについて必要な事項は、管理者が別に定める。

第7条の見出し中「排水設備等」を「排水設備」に改め、同条第1項中「第7条第1項及び第2項に規定する申請のうち、排水設備及び排水施設に係る申請」を「第7条(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による申請」に、「排水設備設置」を「排水設備の新設等」に、「次の各号」を「次」に、「管理者に提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同項第2号ウ中「又は」を「及び」に改め、同項第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) ディスポーザ排水処理システムを設置するときは、管理者が別に定める図書第7条第2項を削り、同条第3項中「前2項の計画」を「前項の申請が排水設備の設置及び構造の基準に適合するものであること」に、「排水設備等計画確認通知書(別記第7号様式)」を「排水設備の新設等計画(変更・廃止)確認通知書(別記第6号様式)」に改め、同項を第2項とする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(軽易な修繕)

第7条 条例第7条に規定する軽易な修繕は、次に掲げるものとする。

- (1) し尿排除に関係のない部分の排水管その他の修繕
- (2) ます又はマンホールの蓋の据付け又は取替え
- (3) 防臭装置その他の排水設備の附属装置の修繕

第8条を次のように改める。

(排水設備の工事の完了届)

第8条 条例第8条第1項(条例第12条第3項及び条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、排水設備(除害施設)工事完了届(別記第7号様式)により行うものとする。

第9条を削り、第10条第1項中「第8条第3項」を「第8条第2項(条例第12条第3項及び条例第30条において準用する場合を含む。)」に、「排水設備等検査済証(別記第10号様式)とする」を「排水設備(除害施設)検査済証(別記第8号様式)によるものとする」に改め、同条第2項中「検査済証の交付に際して」を「前項の検査済証を交付したときは」に、「(別記第11号様式)」を「(別記第9号様式)」に改め、同条第3項中「かえる」を「代える」に改め、



同条第4項中「規定により章標の交付を受けたとき」を「章票」に改め、同条を第9条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(特別の必要による公共汚水ます等の新設等)

第10条 条例第10条第2項(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定により公共汚水ます等の新設等を必要とする者がその経費を負担しなければならない場合は、次の場合とする。

- (1) 下水道の供用開始の公示の際に公共汚水ます等を設置しなかった土地(農地等汚水を生じない土地又は障害物等により公共汚水ます等が設置できなかった土地で、その設置を留保することについて管理者の承認を受けたものを除く。)に供用開始の公示後に設置を必要とする場合
  - (2) 下水道の供用開始の際に管理者が別に定める基準を超える箇所数の公共汚水ますの設置を必要とする場合
  - (3) 下水道の供用開始の公示後に公共汚水ます等の増設又は改築を必要とする場合
- 2 条例第10条第1項(条例第30条において準用する場合を含む。)の規定による申請は、特別の必要による公共汚水ます等の新設等承認申請書(別記第10号様式)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。
- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図
  - (2) 特別に必要とする公共汚水ます等の位置を明示した平面図
  - (3) 第6条第1項第1号から同項第5号までに掲げる図書
  - (4) 土地所有者の承諾書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項の申請を承認したときは、特別の必要による公共汚水ます等の新設等承認決定書(別記第11号様式)により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、公共汚水ます等の新設等について下水道法(昭和33年法律第79号)第16条又は第24条第7項の承認を受けたときは、その承認をもって条例第10条第1項の規定による承認とみなす。

5 前4項の規定は、公共汚水ます等の撤去について準用する。

第11条から第24条までを次のように改める。

(除害施設の設置を要しない下水の基準)

第11条 条例第12条第2項に規定する基準は、1日平均排水量が50立方メートル未満で、次に掲げるものとする。

- (1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に3,000ミリグラム未満
- (2) 浮遊物質 1リットルにつき3,000ミリグラム未満

(除害施設の計画の確認申請等)

第12条 条例第12条第3項で準用する条例第7条の規定による申請は、除害施設設置計画(変更・廃止)確認申請書(別記第12号様式)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる附近見取図
- (2) 前項第2号に掲げる平面図
- (3) 次に掲げる事項を明示した除害施設の設計図書
  - ア 汚水の処理工程図
  - イ 除害施設の構造詳細図
  - ウ 除害施設の工事日程表
  - エ 発生汚泥等の処理及び処分方法
- (4) 生産、製造工程図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が

必要と認める図書

2 管理者は、前項の申請が除害施設の設置及び構造の基準に適合するものであることを確認したときは、除害施設設置計画（変更・廃止）確認通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（水質の測定）

第13条 条例第13条に規定する下水の水質及び排水量の測定は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 下水の水質の検定方法等に関する省令に定める検定方法その他管理者が認める方法によること。
- (2) 測定の回数は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条第2号に規定する項目ごとの回数とすること。
- (3) 水質及び排水量の測定は、除害施設の排水口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

2 水質及び排水量の測定結果は、水質測定記録表（別記第14号様式）に記録し、測定の日から5年間保存しなければならない。

（除害施設管理責任者の選定届及び業務等）

第14条 条例第14条の規定による届出は、除害施設管理責任者選定（変更）届（別記第14号様式）により行うものとする。

2 除害施設管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排除される下水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- (4) 除害施設から発生する汚泥の処理処分に関すること。

3 除害施設管理責任者は、除害施設の施設機能及び管理機能に事故等が発生したとき

は、直ちに管理者に連絡するとともに文書をもって報告し、管理者の指示を受けなければならない。

（使用開始等の届出）

第15条 条例第17条（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる届出書により行うものとする。

- (1) 下水道の使用を開始する場合 給水契約申込書・下水道使用開始届（別記第16号様式）
- (2) 下水道を臨時に使用する場合 水道・下水道臨時使用届（別記第17号様式）
- (3) 下水道の使用を中止する場合 水道・下水道使用中止届（別記第18号様式）
- (4) 下水道の使用者等を変更する場合 水道・下水道使用者等変更届（別記第19号様式）

2 前項第1号、第3号及び第4号の場合の届出は、管理者が必要と認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

（一時使用の申請等）

第16条 条例第18条（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、下水道一時使用（変更・廃止）許可申請書（別記第20号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図
- (2) 申請地の形状、建物の形状及び配置、汚水を排除する施設の配置、用水及び排水の系統並びに汚水を排除する公共下水道の位置を明示した平面図及び断面図
- (3) 下水道の使用方法を示す図書
- (4) 管理者が必要と認めて指示する施設の構造詳細図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が

必要と認める図書

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、下水道一時使用（変更・廃止）許可書（別記第21号様式）により申請者に通知するものとする。

（特別使用の申請等）

第17条 条例第19条第1項（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、下水道特別使用（変更・廃止）許可申請書（別記第22号様式）により行うものとする。

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、下水道特別使用（変更・廃止）許可書（別記第23号様式）により申請者に通知するものとする。

（行為の許可申請等）

第18条 条例第20条又は条例第29条第1項の規定による申請は、下水道制限行為（変更・廃止）許可申請書（別記第24号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図

(2) 施設、工作物又はその他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 条例第19条第1項に規定する特別使用に伴う行為の場合は、第6条第1項第1号から同項第5号までに掲げる図書

(4) 施設、工作物又はその他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

2 管理者は、前項の申請書に亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24

号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記第25号様式。以下「誓約書」という。）を添付させることができる。

3 管理者は、第1項の申請を許可したときは、下水道制限行為（変更・廃止）許可書（別記第26号様式）により申請者に通知するものとする。

（下水道施設附近地での行為の届出等）

第19条 条例第22条（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、行為に着手する10日前までに下水道施設附近地行為届（別記第27号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図

(2) 下水道施設附近地での行為の概要及び損傷予防措置を明示した図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

（占用の許可申請等）

第20条 条例第23条第1項の規定による申請は、下水道占用（変更・廃止）許可申請書（別記第28号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図

(2) 占用物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 占用地の求積図

(4) 下水道の施設又は敷地の占用が、隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

- 2 管理者は、前項の申請書に誓約書を添付させることができる。
- 3 管理者は、第1項の申請を許可したときは、下水道占用（変更・廃止）許可書（別記第29号様式）により申請者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、条例第23条第4項の規定による占用期間の更新について準用する。ただし、第1項に規定による図書の添付については、省略することができる。

（用途の適用基準）

第21条 条例第32条第2項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途別	適用基準
家事用	住宅又は店舗住宅において家事専用を使用するもの
その他汚水用	家事用及び公衆浴場用以外に使用するもの
公衆浴場用	公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第2項に規定する知事の許可を受けて経営される公衆浴場で、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例（昭和63年京都府条例第11号）第2条に規定する一般公衆浴場をいう。）において浴場専用を使用するもの

（汚水排水量の認定方法等）

第22条 条例第34条第2号及び第3号の規定により管理者が認定する汚水排水量は、次に定めるところにより算出する。ただし、1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

- (1) 計測装置が設置されている場合の汚水排水量は、当該計測装置により計量した地下水等の使用水量とする。ただし、計量できなかった場合においては、従前の使用実績により認定した量とする。
  - (2) 計測装置が設置されていない場合で、地下水等のみを家事に専用するときの汚水排水量は、使用人員が3人までの場合は1期につき36立方メートルとし、3人を超える場合は1人増すごとに9立方メートルを加えた量とする。
  - (3) 計測装置が設置されていない場合で、地下水等と水道水を併用して家事に専用するときの汚水排水量は、水道水の給水量に前号により算出した量の2分の1を加えた量とする。ただし、その量が前号により算出した量に達しない場合は、前号により算出した量とする。
  - (4) 前3号以外の場合の汚水排水量は、使用人員、業態、揚水設備の能力、水の使用状況等を考慮して算出した量とする。
- 2 前項第2号から第4号までの場合において、期の中途において人員等の異動があったときは、異動のあった日の属する期の次の期から汚水排水量を変更するものとする。
  - 3 第1項第2号又は第3号の場合において、期の中途において下水道の使用を開始し、休止若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの地下水等の使用に係る汚水排水量は、日割計算によるものとする。
  - 4 条例第34条第4号及び第5号の規定により管理者が認定する汚水排水量は、使用者から申告のあった事業の業態、工事等の内容、揚水設備の能力、水の使用状況等を考慮して算出した量とする。

(汚水排水量の認定申告等)

第23条 使用者は、次に掲げる場合は、管理者が定める日までに汚水排水量認定申告書(別記第30号様式)により申告しなければならない。

- (1) 条例第34条第4号及び第5号の規定する申告をする場合
- (2) 前条第1項第1号の場合において、使用水量を計量した場合
- (3) 前条第1項第2号から第4号までの場合において、期中途において使用人員等の異動があった場合

2 管理者は、条例第34条第2号から第5号までの規定により汚水排水量を認定したときは、汚水排水量認定書(別記第31号様式)により使用者に通知するものとする。ただし、納入通知書又は水道料金・下水道使用料口座振替領収済通知書の送付をもって当該通知に代えることができる。

(市以外の者の行う工事等)

第24条 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条の規定により公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行おうとする者は、下水道施設工事等施行(変更・廃止)承認申請書(別記第32号様式)に設計図、工事仕様書その他管理者が必要と認める図書を添付して、管理者に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、下水道施設工事等施行(変更・廃止)承認通知書(別記第33号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により工事等の承認を受けた者(以下この条において「施行者」という。)は、工事等に着手するときは、下水道施設工事等着手手届(別記第34号様式)

により管理者に届け出なければならない。

- 4 施行者は、工事等が完了したときは、速やかに下水道施設工事等完了届(別記第35号様式)により管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 5 施行者は、設置した下水道施設等が前項の検査に合格したときは、下水道施設等帰属申出書(別記第36号様式)を管理者に提出しなければならない。
- 6 管理者は、前項の帰属申し出を受諾したときは、下水道施設等帰属受諾書(別記第37号様式)により施行者に通知するものとする。
- 7 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設において下水道施設に関する工事又は下水道施設の維持を行おうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、その手続等については、公共下水道の例による。

第27条を第28条とし、第25条第1項中「第35条」を「第41条第1項」に、「使用料等減免申請書(別記第27号様式)」を「水道料金等減免等申請書(別記第38号様式)」に、「提出」を「申請」に改め、同条第2項中「審査して、その適否を決定し、使用料等減免決定(却下)通知書(別記第28号様式)」を「審査し、適当と認めるときは、水道料金等減免等決定(却下)通知書(別記第39号様式)」に改め、同条を第27条とする。

第26条を削り、第24条の次に次の2条を加える。

(使用料等の納期限)

第25条 使用料その他条例の規定による納入金の納期限は、次に定めるところによる。

- (1) 使用料にあつては、納入通知書の方法による場合は、納入通知書を発した日の翌日から14日とし、口座振替の方法に

よる場合は、管理者が別に定める振替指定日とする。

(2) 手数料その他の納入金にあつては、納入通知書を発した日の翌日から14日とする。

(過誤納等による使用料の精算)

第26条 使用料の過誤納等による還付金又は追徴金は、次期以降の使用料で精算することができる。

別記第1号様式から別記第28号様式までを次のように改める。

別記様式 省略

別記第28号様式の次に次の11様式を加える。

別記様式 省略

(亀岡市公共下水道使用料の滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部改正)

第13条 亀岡市公共下水道使用料の滞納処分に係る事務手続等に関する規程(平成17年亀岡市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市公共下水道使用料」を「公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)の下水道使用料」に改める。

(亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程の一部改正)

第14条 亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程(平成11年亀岡市公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備の工事(新設、増設又は改築)」を「条例第6条に規定する排水設備の新設等(亀岡市下水道条例施行規程(昭和57年亀岡市水

道事業管理規程第9号)第7条に規定する簡易な修繕を除く。)の工事」に改め、同条第2項中「の規定に基づき、排水設備工事の施工ができるものとして、上下水道事業管理者下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が指定した工事業者」を「に規定する指定工事業者」に改める。

第3条第1項中「申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)」を「(更新)申請書(別記第1号様式)」に改める。

第6条第2項中「次の各号」を「次に、同項第1号中「工事施工」を「排水設備工事の施工」に改め、同項第2号中「工事は」を「排水設備工事は、」に改め、同項第3号中「工事」を「排水設備工事」に改め、同項第5号中「工事は」を「排水設備工事は」に、「規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたもの」を「規定による確認を受けた後」に改め、同項第6号及び第7号中「工事」を「排水設備工事」に改める。

第8条第1項中「するときは、管理者の指定する日までに申請書(別記第1号様式)を管理者に提出しなければならない」を「するときの手続等は、第3条から第5条まで及び第7条の規定を準用する」に改め、同条第2項を削る。

第11条第2項中「、又は」を「、若しくは」に、「とき」を「ときは」に改める。

第15条中「次の各号」を「次に」に改める。

第18条中「次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として」を「指定工事業者の指定等における公正の確保と透明性の向上を図るため」に改め、同条各号を削る。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第15条 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(昭和57年亀岡市水道

事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第3条第1項中「負担金」を「受益者が負担する負担金(条例第1条に規定する負担金をいう。以下単に「負担金」という。)」に、「第5条に規定する」を「第5条の規定による」に改める。

第4条中「第5条に規定する」を「第5条の規定により公告された」に改める。

第5条第1項中「また、」を削り、「変更又は」を「変更し、又は」に改め、同条第2項中「所有者又は受益者のために、次の各号に掲げる事項を行う」を「受益者に代わって、負担金の納付に必要な一切の事項を行う」に改め、同項各号を削る。

第6条第2項中「下水道事業」を「、下水道事業」に改め、「また、」を削り、「変更又は廃止したとき」を「変更し、又は廃止したとき」に改める。

第7条第1号中「第4条若しくは第18条に規定する届出をしない場合」を「第4条の規定による申告若しくは第18条第1項に規定する届出がない場合」に改める。

第9条中「に規定する」を「の規定による」に、「による」を「により行うものとする」に改める。

第10条第1項中「に規定する負担金」を「の規定による負担金の徴収」に、「次の4期」を「4期」に、「徴収する」を「行う」に、「当該各期に定めるところによる」を「、次のとおりとする」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「負担金の徴収区分」を「納期ごとの負担金の額」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項に規定する各納期に納付すべき負担金の額(以下次項において「納付額」と

いう。)の通知は、下水道事業受益者負担金納入通知書(兼領収書)(別記第5号様式)により行うものとする。

第10条に次の1項を加える。

5 受益者は、前項の納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の負担金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の負担金をあわせて納付することができる。

第11条第1項中「、算出された各受益者の負担金の額」を「算出した受益者ごとの負担金の総額」に改め、同条第2項中「、分割した額」を「分割した額」に、「端数を最初の納期に合算」を「端数は最初の年度の最初の納期分に合算」に改める。

第12条第1項中「を納付する場合において、次の区分により納付すること」を「の納付で、次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項第1号中「、最初の納期限前に」を「最初に到来する納期の末日までに」に改め、同項第2号中「あわせて、」を「併せた額を」に、「納期限前」を「納期の末日まで」に改め、同項第3号中「納期限前」を「納期の末日まで」に改める。

第14条中「第75条第3項」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項」を加え、「通知する」を「行う」に改める。

第15条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする受益者」に、「徴収猶予(変更・取消)申請書」を「徴収猶予申請書」に改め、同条第2項中「定めるところによりその適否を審査決定し」を「基づきその適否を決定し」に、「通知する」を「当該受益者に通知する」に改め、同条第3項中「受けている者が」を「受けている受益者は」に、「変更又は消滅したとき」を「消滅したとき、

又はその理由等に変更が生じたとき」に、「管理者に下水道事業受益者負担金徴収猶予（変更・取消）申請書により」を「下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅（変更）届（別記第9号様式の2）により管理者に」に改め、同条第4項中「変更又は取消し」を「変更し、又は取り消し」に、「その旨」を「、その旨」に、「通知する」を「当該受益者に通知する」に改める。

第16条第1項中「第2項各号」を「第2項」に、「受けようとする者」を「受けようとする受益者」に、「減免（変更・取消）申請書」を「減免申請書」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に、「定めるところによりその適否を審査決定し」を「基づきその適否を決定し」に、「通知する」を「当該受益者に通知する」に改め、同項第3項中「受けている者が」を「受けている受益者は」に、「変更又は消滅したとき」を「消滅したとき、又はその理由等に変更が生じたとき」に、「管理者に下水道事業受益者負担金減免（変更・取消）申請書により」を「下水道事業受益者負担金減免理由消滅（変更）届（別記第12号様式の2）により管理者に」に改め、同条第4項中「管理者」を「、管理者」に、「通知する」を「当該受益者に通知する」に改める。

第17条中「負担金を繰り上げて納付させる」を「負担金の納期限を繰り上げて徴収する」に、「管理者」を「、管理者」に、「通知する」を「当該受益者に通知する」に改める。

第18条第1項中「の変更があったときは、その当事者は下水道事業受益者変更申告書（別記第15号様式）を管理者に提出しなければならない」を「に変更があったときの届出は、下水道事業受益者変更届（別記第15号様式）により行うものとする」に改め、後

段を削り、同条第2項中「前項の申告」を「、前項の届出」に、「納付期日等を」を「納付期日等を決定し、」に、「受益者負担金（納入義務消滅・変更）決定通知書」を「受益者負担金納入義務（消滅・変更）決定通知書」に改める。

第20条中「第75条第5項」の次に「又は地方自治法第231条の3第3項」を加える。

別表第1中「（ただし、1年以内とする）」を削る。

別表第2中「当該私道及び水路に私権を行使しないこと及び無償で供する旨の誓約書の提出のあつたものに限る。」を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までの様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

別記第4号様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例」を「、亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例」に、「今回の賦課決定時に、負担金の減免、又は徴収猶予を受けられた受益者は」を「特別使用の場合及び今回の賦課決定時に負担金の減免又は徴収猶予を受けた受益者には」に、「下水道事業の管理者」を「、下水道事業の管理者」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

決定した受益者負担金が都市計画事業である公共下水道事業（特別使用の場合を除く。）以外に対するものである場合には、裏面第6項を次のように書き替えて使用すること。

- 6 (1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができ



ます。

- (2) この決定については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第5号様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第7号様式表面中「市 課 TEL」を「 課 TEL」に改め、同様式に備考として次のように加える。  
備考

決定した受益者負担金が都市計画事業である公共下水道事業（特別使用の場合を除く。）以外に対するものである場合には、裏面第3項を次のように書き替えて使用すること。

- 3 (1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第8号様式中「徴収猶予(変更・取消)申請書」を「徴収猶予申請書」に、「徴収猶予(変更・取消)」を「徴収猶予」に、「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改め、「⑥関係書類の添付………変更・取消の場合には、前回の下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知の写しを添付して下さい。」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記様式 省略

別記第10号様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

必要に応じ、この処分に係る審査請求及び

取消訴訟の提起に関する教示文について記載すること。

別記第11号様式中「減免(変更・取消)申請書」を「減免申請書」に、「減免(変更・取消)」を「減免」に、「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第16条第1項(第3項)」を「、亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第16条第1項」に改め、「④関係書類の添付………変更・取消の場合には、前回の下水道事業受益者負担金減免決定通知書の写しを添付して下さい。」を削る。

別記第12号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第12号様式の次に次の1様式を加える。

別記様式 省略

別記第13号様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

必要に応じ、この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する教示文について記載すること。

別記第14号様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に、「繰上徴収するため次のとおり納期限を変更します」を「受益者負担金の納期限を繰り上げましたので通知します」に、「下水道事業の管理者」を「、下水道事業の管理者」に改め、同様式に備考として次のよ

うに加える。

#### 備考

決定した受益者負担金が都市計画事業である公共下水道事業（特別使用の場合を除く。）以外に対するものである場合には、第1項から第3項を次のように書き替えて使用すること。

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、下水道事業の管理者の権限を行う亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決

定（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第15号様式中「変更申告書」を「変更届」に、「受益者の変更があったので、亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第18条第1項の規定により申告します」を「、受益者の変更があったので届け出ます」に改める。

別記第16号様式中「（納入義務消滅・変更）決定通知書」を「納入義務（消滅・変更）決定通知書」に、「あなたの受益者負担金を次のとおり（納入義務消滅・変更）」を「受益者負担金の納入義務の（消滅・変更）を次のとおり」に、「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改める。

別記第17号様式中「亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を「亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に、「届けでます」を「届け出ます」に改める。

（亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程の一部改正）

第16条 亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）」を「亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。）」に、「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改める。

第8条中「亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号。以下「条例」とい

う。）」を「条例」に改め、「第7条」の次に「（条例第30条の規定により準用する場合を含む。）」を加え、「排水設備等」を「排水設備」に、「替える」を「代える」に改める。

第12条中「第8条第1項」の次に「（条例第30条の規定により準用する場合を含む。次条において同じ。）」を加える。

第14条及び第16条中「一に」を「いずれかに」に改める。

（亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程の一部改正）

第17条 亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程（平成29年亀岡市上下水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第3条第2号中「（地域下水道使用料含む。）」を削る。

（漏水等に伴う下水道使用料の減額に関する取扱基準の廃止）

第18条 漏水等に伴う下水道使用料の減額に関する取扱基準（平成24年亀岡市上下水道事業管理規程第18号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

2 この規程の施行の日前にこの規程第7条の規定による改正前の亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程により申請のあった目的外使用の使用料については、なお従前の例による。

（亀岡市下水道条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）

3 この規程第12条の規定による改正後の亀岡市下水道条例施行規程第11条に規定する除害施設の設置を要しない下水の基準については、平成36年3月31日までの間、なお従前の例による。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

4 この規程の施行の際現に効力を有する処分、申請その他の行為でこの規程による改正後の規程中相当する規定があるものは、それぞれ改正後の規程によりなされたものとみなす。

（様式に関する経過措置）

5 この規程の施行の際現に使用している様式は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

「揭示済」

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第42条の2第2項中「第8条の2」を「第

8条の3」に改める。

第52条第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

2 第1項及び第2項の規定により年次有給休暇が10日以上付与された職員は、付与日から1年以内に、5日以上の年次有給休暇を取得するものとする。

この場合において、年次有給休暇の取得が一定期間経過後も5日に満たないときは、その5日に満たない日数について、管理者が当該職員の意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して年次有給休暇を取得させなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事事業者  
における事業廃止の告示

平成31年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
69	達富設備	達富 久喜	亀岡市古世町3丁目1-9

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成31年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

## 記

## 1 指定した日

平成31年3月11日

## 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
295	株式会社 MIZU SAPO	代表取締役 中村 信幸	広島県広島市中区 舟入幸町21- 23(1F)

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第4号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成31年3月15日から平成31年3月29日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

平成31年3月31日

## 2 供用及び汚水の処理を開始する区域

大井町並河（新戸・二丁目）、千代川町今津一丁目、余部町法蔵寺、荒塚町一丁目、篠町浄法寺中村、見晴三丁目、夕日ヶ丘三丁目、曾我部町穴太口山、重利三反田、寺（長縄手・蛇谷）、吉川町吉田沢、大井町南部土地区画整理事業区域内の各一部

## 3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起点	終点
国道9号線	荒塚町一丁目106番1先	荒塚町一丁目107番1先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地

(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

平成31年3月5日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
47	達富設備	達富 久喜	亀岡市古世町3丁目1-9

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市公共下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱（平成22年亀岡市上下水道部告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「公共下水道事業」を「下水道事業」

に改める。

第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）内及び当該年度に公共下水道事業を実施する区域（以下「処理予定区域」という。）内における公共汚水ます及び取付管（以下「公共汚水ます等」という。）」を「別に定めるもののほか、下水道事業における公共汚水ます等」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置者及び費用負担）

第2条 次に掲げる場合は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が公共汚水ます等の設置等（亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する公共汚水ます等の新設等（撤去を含む。）をいう。以下同じ。）の費用を負担するものとする。

(1) 下水道の供用開始の公示に伴い管理者が公共汚水ます等の新設を行う場合

(2) 下水道の供用開始の公示の際に農地等汚水を生じない土地又は障害物等により公共汚水ます等が設置できなかった土地（公共汚水ます等の設置を留保することについて、第6条第2項の規定により管理者の承認を受けたものに限る。）に供用開始の公示後に管理者が公共汚水ます等の新設を行う場合。ただし、障害物等の移設等に要する費用は、この限りでない。

2 次に掲げる場合は、公共汚水ます等の設置等を必要とする者がその費用を負担するものとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する特別の必要により公共汚水ます等の設置等を必要とする場合で、亀岡市下水道条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号。以下「規程」という。）第10条第1



項各号に掲げる場合

(2) 条例第19条に規定する特別使用により公共汚水ます等の設置等を必要とする場合

(3) 亀岡市宅地開発等に関する条例（平成28年亀岡市条例第43号）第3条各号に掲げる開発行為等により公共汚水ます等の設置等を必要とする場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条若しくは規程第24条第7項の規定による承認又は法第24条第1項若しくは条例第29条第1項の規定による許可を受けた者が公共汚水ます等の設置等を行う場合

3 前項各号に掲げる場合における公共汚水ます等の設置等は、その必要とする者が行うものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

第3条を削り、第4条の見出しを「（設置条件）」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

第6条中「第2条第1項の規定により管理者が設置する公共汚水ます等」を「公共汚水ます等」に、「法第11条第1項に規定する場合」を「他人の土地又は排水設備を使用して下水を下水道に流入させる場合」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（設置場所の確認等）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第2条第1項第3号の規定により」を「規程第10条第1項第1号に規定する」に、「留保を申請しようとする者」を「留保の承認を受けようとする者」に、「（別記第4号様式）」を「（別記第2号様式）」に改め、「承認を受け」を削り、同項を第2項とし、同条第4項中「第2条第1項第3号の規定による」を「前項の規定により承認を受けた」に、「留保の解

除」を「留保」に改め、「排水設備設置義務者が」を削り、「を提出した時点に行われた」を「の提出があったときは解除する」に改め、同項を第3項とし、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条中「支障となるようないかなる施設又は工作物その他の物件を」を「支障となる施設、工作物その他いかなる物件も」に改め、同条を第7条とする。

第14条を第8条とする。

別記第1号様式中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に、「（宛先）亀岡市長」を「（宛先）」に、「承諾いたします」を「承諾します」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「第4号様式（第7条関係）」を「第2号様式（第6条関係）」に、「（宛先）亀岡市長」を「（宛先）」に、「留保したく申請いたします」を「留保願いたく申請します」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院処務規程及び亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程及び亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(相互援助等)

第7条 緊急及び重要と認められる事務については、各部、室等及び各課等は、相互に援助し、又は協力しなければならない。

2 管理者は、事務処理上必要があると認めるときは、第2条に定める他の組織の所属職員を適宜応援させることができる。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中第3号を削り、第4号を

第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附則第3項を削る。

別表第2の医療職給料表(2)を次のように改める。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額					給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員	1	円 149,000	円 186,900	円 222,100	円 248,100	円 279,900	円 327,000	円 371,100	円 371,100	円 371,100	
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	373,800	373,800	
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	376,400	376,400	
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	379,100	379,100	
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	381,500	381,500	
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	384,200	384,200	
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	386,800	386,800	
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	389,500	389,500	
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	391,600	391,600	
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	393,900	393,900	
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	396,100	396,100	
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	398,300	398,300	
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	400,400	400,400	
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	402,400	402,400	
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	404,400	404,400	
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	406,500	406,500	
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	408,300	408,300	
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	410,300	410,300	
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	412,200	412,200	
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	414,300	414,300	
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	416,100	416,100	
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	417,700	417,700	
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	419,300	419,300	
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	420,800	420,800	
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	422,300	422,300	
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	423,600	423,600	
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	424,900	424,900	
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	426,200	426,200	
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	427,500	427,500	
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	428,700	428,700	

31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	429,900	429,900
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	431,000	431,000
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	432,200	432,200
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	433,400	433,400
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	434,600	434,600
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	435,800	435,800
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	437,100	437,100
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	437,900	437,900
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	438,300	438,300
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	439,000	439,000
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	439,500	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	439,900	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	440,300	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	440,700	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	441,100	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	441,500	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	441,900	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	442,200	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	442,500	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	442,900	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	443,200	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	443,500	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	443,800	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800			
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100			
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400			
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700			
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000			
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300			
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700			
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900			
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200			
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500			
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800			
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000			

101	293,500	330,100	351,600						
102	293,700	330,400	352,000						
103	293,900	330,800	352,400						
104	294,200	331,000	352,800						
105	294,500	331,200	353,300						
106		331,400							
107		331,800							
108		332,000							
109		332,200							
110		332,600							
111		333,000							
112		333,400							
113		333,600							
再任用職員	188,700	215,300	256,900	282,100	322,800				

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300			
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600			
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900			
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100			
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100				
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600				
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100				
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700				
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200				
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800				
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400				
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900				
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400				
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900				
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400				
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700				
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200				
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600				
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000				
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400				
86		289,500	325,400	346,300	387,900				
87		289,700	325,600	346,600	388,300				
88		289,900	326,000	346,900	388,700				
89		290,300	326,400	347,300	389,100				
90		290,500	326,800	347,600	389,600				
91		290,700	327,200	348,000	390,000				
92		290,900	327,600	348,300	390,400				
93		291,300	327,900	348,700	390,800				
94		291,500	328,100	349,000	391,300				
95		291,700	328,500	349,300	391,700				
96		292,000	328,800	349,600	392,100				
97		292,400	329,000	349,900	392,500				
98		292,700	329,300	350,300					
99		292,900	329,600	350,700					
100		293,200	329,900	351,100					

別表第3の3 医療職給料表(2)職務級別基準表中

「

6級	相当の経験を有する薬剤科長の職務 課長の職務又はこれに相当する職務
----	--------------------------------------

」を

「

6級	相当の経験を有する薬剤科長の職務 課長の職務又はこれに相当する職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務

」に改める。

別表第4の2 医療職給料表(2)昇格時号給対応表の表を次のように改める。

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17

74	43	55	61	45	42
75	44	56	62	45	42
76	44	56	62	45	42
77	45	57	63	46	42
78	45	57	63	46	43
79	45	58	64	46	43
80	46	58	64	46	43
81	46	59	65	47	43
82	46	59	65	47	44
83	47	60	66	47	44
84	47	60	66	47	44
85	47	61	67	48	45
86		61	67	48	45
87		61	68	48	46
88		61	68	48	46
89		61	69	48	47
90		61	70	48	47
91		61	71	49	48
92		62	72	49	48
93		62	73	49	49
94		62	73	49	49
95		62	74	49	50
96		62	74	49	50
97		62	74	50	51
98		62	74	50	
99		63	74	50	
100		63	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	
103		63	74	51	
104		63	74	51	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		
111			74		
112			74		
113			74		

34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27
58	33	42	46	38	37	27
59	34	43	47	39	37	27
60	34	44	48	40	38	27
61	35	45	49	41	38	27
62	35	46	50	41	38	27
63	36	47	51	41	39	28
64	36	48	52	42	39	28
65	37	49	53	42	39	28
66	38	50	54	42	40	
67	39	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	

別表第4の2の2医療職給料表(2)降格時号給対応表の表を次のように改める。

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65

74	85	105	113	105	105
75	85	105	113	105	105
76	85	105	113	105	105
77	85	105	113	105	105
78	85	105	113	105	105
79	85	105	113	105	105
80	85	105	113	105	105
81	85	105	113	105	105
82	85	105	113	105	105
83	85	105	113	105	105
84	85	105	113	105	105
85	85	105	113	105	105
86	85	105	113	105	105
87	85	105	113	105	105
88	85	105	113	105	105
89	85	105	113	105	105
90	85	105	113	105	105
91	85	105	113	105	105
92	85	105	113	105	105
93	85	105	113	105	105
94	85	105	113	105	105
95	85	105	113	105	105
96	85	105	113	105	105
97	85	105	113	105	105
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	65	53	49	57	59	65
38	66	54	50	58	62	65
39	67	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	71	57	53	63	73	65
42	74	58	54	66	77	65
43	77	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	84	65
45	82	61	57	76	86	65
46	84	62	58	80	88	65
47	85	63	59	84	90	65
48	85	64	60	90	92	65
49	85	65	61	96	94	65
50	85	66	62	102	96	65
51	85	67	63	105	97	65
52	85	68	64	105	97	65
53	85	70	65	105	97	65
54	85	72	66	105	97	
55	85	74	67	105	97	
56	85	76	68	105	97	
57	85	78	69	105	97	
58	85	80	70	105	97	
59	85	82	71	105	97	
60	85	84	72	105	97	
61	85	91	74	105	97	
62	85	98	76	105	97	
63	85	105	78	105	97	
64	85	105	80	105	97	
65	85	105	82	105	97	
66	85	105	84	105	97	
67	85	105	86	105	97	
68	85	105	88	105	97	
69	85	105	89	105	97	
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		



別表第5中

「

医療職給料表(1)	病院長 消化器センター長（管理者の定めるものに限る。） 副院長（管理者の定めるものに限る。）	1種
医療職給料表(2)	課長	4種

」

を

「

医療職給料表(1)	病院長 副院長（管理者の定めるものに限る。）	1種
医療職給料表(2)	室長	3種
	課長	4種

」

に改める。

別表第6中

「

医療職給料表(2)	6級	4種	52,300円
-----------	----	----	---------

」

を

「

医療職給料表(2)	7級	3種	62,900円
	6級	4種	52,300円

」

に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第19条関係）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級が7級の職員	100分の15
	職務の級が6級の職員	100分の12
	職務の級が5級の職員	100分の10
	職務の級が4級の職員	100分の7
	職務の級が3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級が5級、4級及び3級の職員	100分の15 (管理者が定める職員にあっては100分の20)
	職務の級が2級の職員	100分の10
	職務の級が1級の職員（管理者が定める職員に限る。）	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級が7級の職員	100分の15
	職務の級が6級の職員	100分の15
	職務の級が5級の職員	100分の10
	職務の級が4級及び3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員（管理者が定める職員に限る。）	
医療職給料表(3)	職務の級が6級の職員	100分の15
	職務の級が5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級が3級の職員	100分の5
	職務の級が2級の職員（管理者が定める職員に限る。）	

備考 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回るものとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して管理者が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合とする。

別表第9の2の表中

「

医療職給料表(2)

」を「

医療職給料表(2)
職務の級が7級であった者

」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月26日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員就業規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第26条・第27条）」を「（第26条―第27条の2）」に改める。

第12条中「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」を「職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」に改める。

第27条の2第2項中「第8条の2」を「第8条の3」に改める。

第28条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇が10日以上付与された職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、管理者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、職員が前項において準用する勤務時間条例第12条第3項の規定により年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 公 告

### 亀岡市立病院公告第1号

平成31年2月27日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成31年7月31日までとする。

平成31年3月14日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

看-1 看-4 看-6  
看助-1

「揭示済」

### 亀岡市立病院公告第2号

平成31年2月27日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成31年7月31日までとする。

平成31年3月14日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

薬-1

「揭示済」

### 亀岡市立病院公告第3号

平成31年3月20日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成31年7月31日までとする。

平成31年3月27日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

理学療法士 1

「揭示済」